

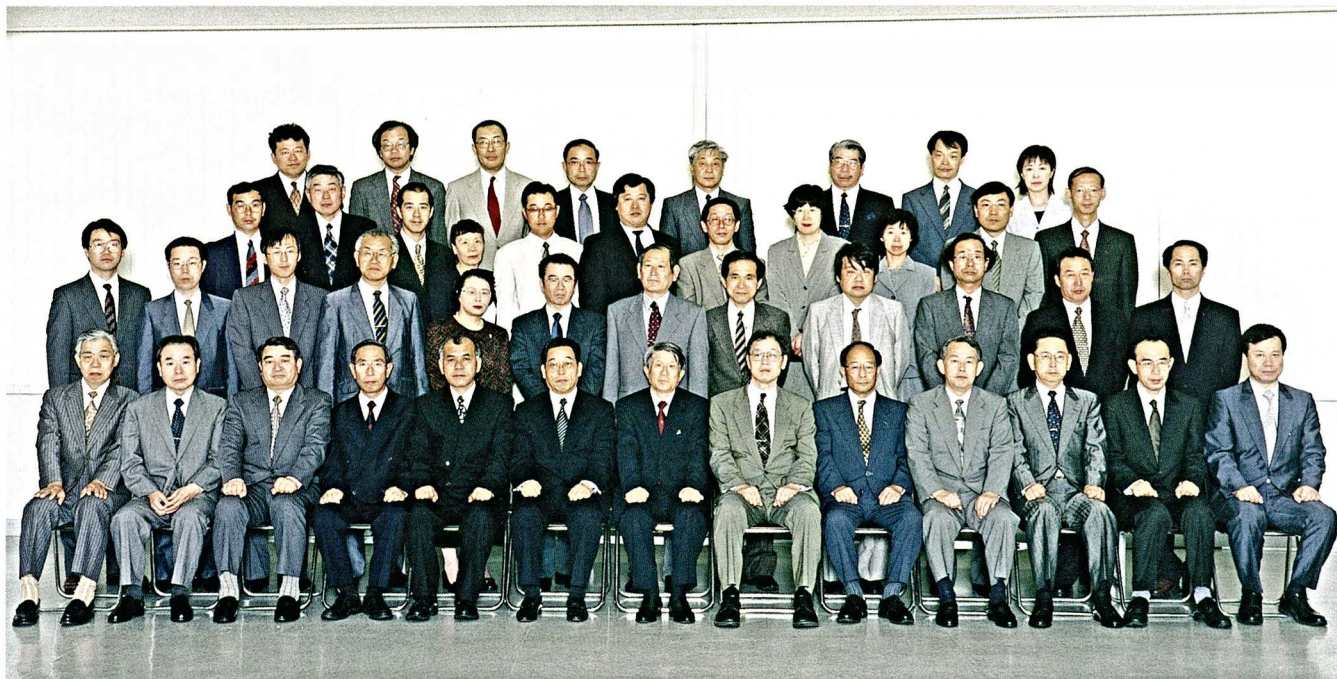


(題字 時澤 貢 学長)

第425号
(平成12年5月号)

5月のトピックス

◇ 31日 平成12年度永年勤続者表彰式を実施



▲永年勤続者を囲み記念撮影 (5月31日 黒田講堂)

目 次

関係法令	3	◆ 平成12年度初任職員研修を実施	61
学内規則	3	◆ 教養教育改革推進室の表札を上掲	62
諸会議	54	◆ TLO説明会を開催	62
学 事		◆ 附属教育実践総合センターの表札を上掲	63
◆ 学位取得者	55	◆ 平成12年度永年勤続者表彰式を実施	63
◆ 富山大学の基本目標を決定	56	◆ 表彰	64
人事異動	60	◆ 海外渡航者	65
学内諸報	61	職員消息	
◆ ラオス大使館駐日特命全権大使が本学を 表敬訪問	61	◆ 住所変更	65
		◆ 新任者住所	65
		◆ 訃報	66
		主要行事	66



▲ ラオス駐日特命全権大使トンサイ・ボーディサン氏
(右)と握手する時澤学長(左)(5月2日学長室)



▲ 第45回大学祭(5月24日~28日)

関 係 法 令

(法 律)

- 著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(56)(平成12.5.8 官報第2863号)
- 行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律(70)(平成12.5.19 官報号外第97号)

(省 令)

- 教員資格認定試験規程の一部を改正する省令(文部46)(平成12.5.25 官報第2876号)

(告 示)

- 学校教育法施行規則の規定によらないで教育課程を編成できる場合を定める件(文部85)(平成12.5.10

官報第2865号)

- 教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における高等学校及び中等教育学校の後期課程の全課程の修了の認定について定める件(同86)(同上)
- 教育課程に関し学校教育法施行規則の規定によらない場合における盲学校、聾学校又は養護学校の高等部の全課程の修了の認定について定める件(同87)(同上)
- 平成12年度における学芸員の資格認定を実施する件(同88)(平成12.5.15 官報号外第93号)

学 内 規 則

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の改正理由

- 1 富山大学に学内共同教育研究施設として、富山大学機器分析センターが設置されるため、所要事項を改める。
- 2 富山大学教育学部附属教育実践研究指導センターが富山大学教育学部附属教育実践総合センターに改組されることに伴い、所要事項を改める。
- 3 平成12年度から、工学部の入学定員及び第3年次編入学定員が改訂されることに伴い、所要事項を改める。
- 4 教育職員免許法等の一部改正に伴い、所要事項を改める。

富山大学学則の一部を改正する学則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 頁

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則(昭和59年3月12日全部改正)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「水素同位体科学研究センター」の下に「機器分析センター」を加える。

第11条中「附属教育実践研究指導センター」を「附属

教育実践総合センター」に改める。

第15条第2項中「地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター、留学生センター及び水素同位体科学研究センター」を「学内共同教育研究施設」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

学部	学科等	入学定員	第3年次編入生定員	収容定員
人文学部	人文学科	65人		260人
	国際文化学科	50		200
	言語文化学科	80		320
	計	195		780
教育学部	学校教育教員養成課程	100		400
	生涯教育課程	40		160
	情報教育課程	30		120
	計	170		680
経済学部	経済学科			
	昼間主コース	155		620
	夜間主コース	20		80
	経営学科			
	昼間主コース	120		480
	夜間主コース	20		80
	経営法学科			
	昼間主コース	100		400
夜間主コース	20		80	
計	435		1,740	
理学部	数学科	50		200
	物理学科	40		160
	化学科	35		140
	生物学科	35		140
	地球科学科	40		160
	生物圏環境科学科	30		120
	各学科共通		10	20
	計	230	10	940
工学部	電気電子システム工学科	88		352
	知能情報工学科	78		312
	機械知能システム工学科	88		352
	物質生命システム工学科	151		604
	各学科共通		30	60
	計	405	30	1,680
合計		1,435	40	5,820

備考 経済学部の「昼間主コース」とは、主として昼間に授業を行うコースを、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表第2を次のように改める。

別表第2

学部名	学科等名	免許状の種類	免許教科
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
	国際文化学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
中学校教諭一種免許状		英語	
中学校教諭一種免許状		中国語	
中学校教諭一種免許状		ドイツ語	
高等学校教諭一種免許状		国語	
高等学校教諭一種免許状		英語	
高等学校教諭一種免許状		中国語	
高等学校教諭一種免許状		ドイツ語	
高等学校教諭一種免許状		ドイツ語	
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語
		中学校教諭一種免許状	社会
		中学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	理科
		中学校教諭一種免許状	音楽
		中学校教諭一種免許状	美術
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		中学校教諭一種免許状	家庭
		中学校教諭一種免許状	英語
		中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	国語
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
		高等学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	音楽
高等学校教諭一種免許状	美術		
高等学校教諭一種免許状	書道		
高等学校教諭一種免許状	保健体育		
高等学校教諭一種免許状	家庭		
高等学校教諭一種免許状	英語		
養護学校教諭一種免許状			
幼稚園教諭一種免許状			
経済学部	経済学科 (昼間主コース)	高等学校教諭一種免許状	公民
	経済学科 (夜間主コース)	高等学校教諭一種免許状	公民

	経営学科 (昼間主コース)	高等学校教諭一種免許状	商業
	経営学科 (夜間主コース)	高等学校教諭一種免許状	商業
	経営法学科 (昼間主コース)	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営法学科 (夜間主コース)	高等学校教諭一種免許状	公民
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学 数学
	物理学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	生物学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	地球科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
	生物圏環境科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科 理科
工学部	電気電子システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	機械知能システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	物質生命システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 別表1に定める収容定員は、平成12年度から平成14年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科 等	平成12年度	平成13年度	平成14年度
人文学部	人文学科	265人	260人	260人
	国際文化学科	200	200	200
	言語文化学科	325	320	320
	計	790	780	780
教育学部	学校教育教員養成課程	500	450	400
	生涯教育課程	80	120	160
	情報教育課程	60	90	120
	計	640	660	680
経済学部	経済学科 昼間主コース	620	620	620
	夜間主コース	80	80	80
	経営学科 昼間主コース	480	480	480
	夜間主コース	80	80	80
	経営法学科 昼間主コース	400	400	400
	夜間主コース	80	80	80
計	1,740	1,740	1,740	
理学部	数学科	204	202	200
	物理学科	164	162	160
	化学科	146	143	140
	生物学科	146	143	140
	地球科学科	160	160	160
	生物圏環境科学科	120	120	120
	各学科共通(第3年次編入学分)	20	20	20
	計	960	950	940
工学部	電気電子システム工学科	367	359	354
	知能情報工学科	330	322	314
	機械知能システム工学科	377	364	354
	物質生命システム工学科	620	612	608
	各学科共通(第3年次編入学分)	50	60	60
計	1,744	1,717	1,690	
合 計		5,874	5,847	5,830

富山大学評議会規則の制定

富山大学評議会規則の制定理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第55号）に基づき、所要事項を定める。

富山大学評議会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学評議会規則

第1条 平成11年法律第55号により富山大学（以下「本学」という。）に評議会を置く。

（組 織）

第2条 評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 学部の教授 各1人
- (6) 評議会の議に基づいて学長が指名する教員 5人

第3条 前条第5号の評議員は、当該学部の教授のうちから当該教授会が選出するものとする。

（任 命）

第4条 第2条第2号、第4号、第5号及び第6号の評議員の任命については、学長が文部大臣に上申する。

（任 期）

第5条 第2条第5号及び第6号の評議員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の後任の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の評議員は再任されることができる。

3 第1項の評議員は、任期が満了した場合においても、新たに評議員が任命されるまでは、同項の規定にかかわらず、引き続きその職務を行う。

（権 限）

第6条 評議会は、次に掲げる事項について審議し、並びに教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項

- (3) 予算の見積りの方針に関する事項
- (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
- (5) 教員人事の方針に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (7) 学生の厚生及び補導に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (9) 教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
- (10) その他本学の運営に関する重要事項（会議の招集及び議長）

第7条 学長は、評議会を招集し、その議長となる。学長に事故あるときは、学長の指名する副学長がこれに代わる。

（議事運営）

第8条 評議会は、評議員の3分の2以上出席しなければ議事を開くことができない。議事は、出席評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、人事に関する事項は、3分の2以上の同意を要する。

第9条 議長は、必要に応じ評議員以外の職員を評議会に出席させることができる。

第10条 評議会に幹事1人を置く。幹事は、事務局長をもってこれに充て議長の指示により庶務を処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 富山大学評議会規則（昭和28年5月28日制定）は、廃止する。

富山大学運営諮問会議規則の制定

富山大学運営諮問会議規則の制定理由

国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第7条の2に基づき、所要事項を定める。

富山大学運営諮問会議規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学運営諮問会議規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第7条の2の規定に基づき、富山大学運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）の組織及び運営の方法について定めるものとする。

（任 務）

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は勧告を行うものとする。

- (1) 富山大学（以下「本学」という。）の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する重要事項
- (3) その他本学の運営に関する重要事項

（組 織）

第3条 諮問会議は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が選考する10人以内の委員をもって組織する。

（任 期）

第4条 諮問会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 諮問会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員が互選する。

2 会長は、諮問会議の会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

（運 営）

第6条 諮問会議は、会長が招集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

3 諮問会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 諮問会議は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶 務）

第8条 諮問会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

（雑 則）

第9条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会議が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学副学長に関する規則の制定

富山大学副学長に関する規則の制定理由

国立学校設置法施行規則の一部改正（平成12年3月31日文部省令第27号）により、富山大学に副学長が設置されることに伴い、所要事項を定める。

富山大学副学長に関する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学副学長に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学副学長（以下「副学長」という。）の職務、選考等に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 本学に、副学長2人を置く。

(任 務)

第3条 副学長は、本学の教育・研究及び管理運営に関し、学長が指示する事項について企画・立案し、全学的立場から学長を補佐することを任務とする。

2 副学長は、別に定めるところにより、全学委員会の委員になり、その委員長等を務める。

(選 考)

第4条 副学長の選考は、学長が行う。

2 学長は、前項の選考を行うに際しては、部局長及び部局長が推薦する本学の専任教授のうちから副学長候補者を指名し、その者につき、評議会の承認を得るも

のとする。

3 副学長は、学部長、附属図書館長並びに富山大学評議会規則第2条第5号及び第6号に規定する評議員を兼ねることはできない。

(任 期)

第5条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 副学長が欠員となった場合、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の任期は、当該副学長を選考した学長の任期の範囲内とする。

(雑 則)

第6条 この規則に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に選考される副学長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月12日までとする。

富山大学部局長会議規則の一部改正**富山大学部局長会議規則の改正理由**

- 1 国立学校設置法施行規則の一部改正（平成12年3月31日文部省令第27号）により、本学に副学長が設置されることに伴い、委員会組織の見直しを図り、所要事項を改める。
- 2 国立学校及び国立短期大学の事務局等の部、課及び室に関する訓令（昭和42年文部省訓令第20号）の一部改正により、本学の事務組織が再編されることに伴い、所要事項を改める。

富山大学部局長会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学部局長会議規則の一部を改正する規則

富山大学部局長会議規則（平成11年9月17日制定）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組 織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 附属図書館長
- (5) 事務局長

第6条中「庶務部庶務課」を「総務部総務課」に改める。

附 則

この規則は、平成12年3月31日から施行する。

富山大学大学教育委員会規則の制定

富山大学大学教育委員会規則の制定理由

全学委員会の整理統合により、合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学大学教育委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学大学教育委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学に、大学教育に関し全学に共通する事項を審議するため、富山大学大学教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教育の基本方針に関すること。
- (2) 大学教育の実施計画に関すること。
- (3) 入学者選抜の基本方針に関すること。
- (4) 教職に関する専門科目の履修（教育学部学生に係るものは除く。）に関すること。
- (5) 教養教育副実施機構長の推薦に関すること。
- (6) その他大学教育に関する重要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長（うち1人を機構長とする。）
- (3) 学部長
- (4) 教養教育副実施機構長
- (5) 学部教務委員会委員長
- (6) 専門委員会（教養教育実施機構専門委員会を含む。）

委員長

- (7) 生涯学習教育研究センター長
- (8) 総合情報処理センター長
- (9) 留学生センター長
- (10) 附属図書館長

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副学長がその職務を代行する。

(議 事)

- 第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会できない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(教養教育実施機構)

- 第7条 富山大学の4年一貫教育における教養教育を円滑に実施するため、教養教育実施機構を置く。
- 2 教養教育実施機構に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

- 第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、学生部学生課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学教養教育実施機構規則の制定

富山大学教養教育実施機構規則の制定理由

全学委員会の整理統合により、合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学教養教育実施機構規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学教養教育実施機構規則

(趣 旨)

第1条 富山大学大学教育委員会規則第7条第2項に基づく富山大学教養教育実施機構（以下「実施機構」という。）に関する事項について定める。

(部会、分科会及び教科部)

第2条 実施機構に、専門分野別事項を担当するため次の部会を置く。

部 会 名	担 当 事 項
(1)人文科学系部会	①主題、開設授業科目及び授業時数の設定
(2)社会科学系部会	
(3)自然科学系部会	②授業担当教員（非常勤講師を含む。）の選定
(4)外国語系部会	
(5)保健体育系部会	③講義要録の取りまとめ
(6)情報処理教育部会	④授業時間割の作成
(7)言語表現教育部会	⑤その他教育課程に関する事項
(8)総合科目部会	

2 部会は、当該部会に係る次条に規定する各分科会を代表する者若干人をもって構成する。

3 前項の部会の委員の任期は、2年とする。

4 部会に部会長を置き、委員の互選によって定める。

第3条 部会に、別表に定める分科会及び教科部を置く。

2 分科会は、各教科部から選出された委員各若干人をもって構成する。

3 前項の分科会の委員の任期は、2年とする。

4 各分科会に分科会長を置き、委員の互選によって定める。

第4条 全学の教員は、第2条(1)から(5)までの部会の教科部のいずれかに所属するものとする。

2 全学の教員は前項に規定するもののほか、情報処理教科部、言語表現教科部及び総合科目教科部に重ねて所属することができる。

(教養教育実施機構長及び副実施機構長)

第5条 実施機構に、教養教育実施機構長（以下「機構長」という。）及び教養教育副実施機構長（以下「副機構長」という。）を置く。

2 機構長は、副学長のうち学長が指名することとし、教養教育の実施全般について総括する。

3 副機構長は、本学の専任の教授のうちから、富山大学大学教育委員会の推薦に基づき、学長が任命するものとし、機構長を補佐する。

4 副機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 副機構長に欠員が生じた場合の補欠の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(教養教育運営協議会及び所管事項)

第6条 実施機構に、教養教育運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置き、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 教養教育の組織、立案・実施に関する事項
- (2) 教養教育に係る諸規則等の制定・改廃に関する事項
- (3) 教養教育に係る予算に関する事項
- (4) 教養教育に係る自己点検・評価に関する事項
- (5) その他教養教育の実施に係る重要な事項

(組 織)

第7条 運営協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学部教務委員会委員長
- (4) 第11条第1項に定める専門委員会委員長
- (5) 第2条第4項に定める部会長
- (6) 運営協議会が必要と認める者 若干人
(委員長)

第8条 運営協議会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただ

し、委員長に事故あるときは、副機構長がその職務を代行する。

(議 事)

第9条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 実施機構に、専門的事項を担当するため次の専門委員会を置く。

教養教育企画専門委員会

教養教育実施専門委員会

2 前項の各専門委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

3 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶 務)

第12条 委員会の庶務は、学生部学生課において処理する。

(雑 則)

策13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別 表

部 会 名	分 科 会 名	教 科 部 名
(1)人文科学系部会	ア 思想と倫理分科会	思想と倫理教科部
	イ こころの科学分科会	こころの科学教科部
	ウ 現代と教育分科会	現代と教育教科部
	エ 歴史の世界分科会	歴史の世界教科部
	オ 文学の世界分科会	文学の世界教科部
	カ 言語と文化分科会	言語と分科教科部
(2)社会科学系部会	キ 芸術の世界分科会	芸術の世界教科部
	ア 社会理論と現代分科会	社会理論と現代教科部
	イ 法と政治分科会	法と政治教科部
	ウ 産業と経済分科会	産業と経済教科部
(3)自然科学系部会	エ 地域と生活分科会	地域と生活教科部
	ア 地球と環境分科会	地球と環境教科部
	イ 生命の世界分科会	生命の世界教科部
	ウ 自然の構造分科会	自然の構造教科部
	エ 数理の世界分科会	数理の世界教科部
	オ 技術の世界分科会	技術の世界教科部
	カ 生活の科学分科会	生活の科学教科部
	キ 情報の科学分科会	情報の科学教科部
(4)外国語系部会	ア 外国語第1分科会	外国語第1教科部
	イ 外国語第2分科会	外国語第2教科部
(5)保健体育系部会	健康・スポーツ科学分科会	健康・スポーツ科学教科部
(6)情報処理教育部会	情報処理分科会	情報処理教科部
(7)言語表現教育部会	言語表現分科会	言語表現教科部
(8)総合科目部会	総合科目分科会	総合科目教科部

富山大学総務委員会規則の制定

富山大学総務委員会規則の制定理由

全学委員会の整理統合により、合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学総務委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学総務委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、富山大学総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 構内交通対策に関する事項
- (2) 本学の教官等の発明に係る権利の帰属に関する事項
- (3) 黒田講堂の運営に関する事項
- (4) 本学職員のレクリエーション活動に関する事項
- (5) その他他の全学委員会に属さない事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織

する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 評議会から選出された評議員 1人
- (3) 学部から選出された教員 各2人
- (4) 事務局長

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 経理部長
- (3) 施設課長
- (4) 学生部長

2 幹事は委員会に列席し、委員長の指示により意見を述べるができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、委員会の所掌事項により、総務部及び経理部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学広報委員会規則の制定

富山大学広報委員会規則の制定理由

全学委員会の整理統合により、合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学広報委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学広報委員会規則

(設置)

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、富山大学広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、本学の広報及び情報の公開に関する次の各号に掲げる事項の実施に当たる。

- (1) 広報に関する基本的方策に関すること。
- (2) 情報・通信システムを利用して行う広報に関すること。
- (3) 情報の公開に関する基本的方策に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める広報活動及び情報の公開に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 評議会から選出された評議員 2人
- (3) 附属図書館長
- (4) 学部から選出された教員 各1人
- (5) 学内共同教育研究施設及び保健管理センターから選出された教員 各1人
- (6) 総務部長、経理部長及び学生部長

(任期)

第4条 前条第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門的事項を調査審議するため、必要に応じて専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(庶 務)

第10条 委員会の庶務は、総務部企画室において処理する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学自己点検評価規則の一部改正

富山大学自己点検評価規則の改正理由

各種委員会の整理統合に伴い、組織の見直しを図り、所要事項を改めるとともに、字句の整備を行う。

富山大学自己点検評価規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学自己点検評価規則の一部を改正する規則

富山大学自己点検評価規則（平成4年9月11日制定）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 学部長
- (3) 評議員 各学部1人
- (4) 地域共同研究センター長
- (5) 生涯学習教育研究センター長
- (6) 総合情報処理センター長
- (7) 留学生センター長
- (8) 水素同位体科学研究センター長
- (9) 機器分析センター長
- (10) 保健管理センター所長
- (11) 放射性同位元素総合実験室長
- (12) 低温液化室長
- (13) 水質保全センター長
- (14) 自然観察実習センター長

(15) 環日本海地域研究センター長

(16) 事務局長

第4条第1項中「学長」を「附属図書館長」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 点検評価を行う学部等（以下「実施部局」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 各学部（各大学院研究科を含む。）
- (2) 附属図書館
- (3) 地域共同研究センター
- (4) 生涯学習教育研究センター
- (5) 総合情報処理センター
- (6) 留学生センター
- (7) 水素同位体科学研究センター
- (8) 機器分析センター
- (9) 保健管理センター
- (10) 放射性同位元素総合実験室
- (11) 低温液化室
- (12) 水質保全センター
- (13) 自然観察実習センター
- (14) 環日本海地域研究センター

第14条中「庶務部企画室」を「総務部企画室」に改め

る。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学国際交流委員会規則の一部改正

富山大学国際交流委員会規則の改正理由

- 1 国立学校設置法施行規則の一部改正により、本学に副学長が設置されることに伴い、委員会組織の見直しを図り、所要事項を改める。
- 2 国立学校及び国立短期大学の事務局等の部、課及び室に関する訓令の一部改正により、本学の事務組織の再編に伴い、所要事項を改める。
- 3 その他字句の修正を行う。

富山大学国際交流委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学国際交流委員会規則の一部を改正する規則

富山大学国際交流委員会規則（昭和59年2月17日制定）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（組 織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 評議会から選出された評議員 1人
- (5) 学部から選出された教員 各2人

(6) 附属図書館長

(7) 留学生センターのセンター長及び副センター長

(8) 事務局長

第4条中「前条第1項第3号」を「前条第5号」に、「補欠」を「後任」に改める。

第7条中「委員長」を「委員会」に改める。

第9条中「庶務部長」を「総務部長」に、「学生部次長」を「学生部長」に改める。

第10条中「庶務部庶務課」を「総務部研究協力課」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学安全管理委員会規則の制定

富山大学安全管理委員会規則の制定理由

全学委員会の整理統合により、合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学安全管理委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学安全管理委員会規則

（設 置）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）に、本学に

おける教育研究に伴う安全確保、災害及び環境汚染の防止並びに災害発生時の対策の管理（以下「安全管理」という。）を図るため、富山大学安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 組換えDNA等生命科学の実験の安全管理に関すること。
- (2) 実験廃液・有害化学物質・有害実験廃棄物・実験室を含む大気環境等の安全管理に関すること。
- (3) 放射性同位元素・核燃料物資等の安全管理に関すること。
- (4) 防災に関すること。
- (5) その他安全管理に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 評議員 各学部1人
- (3) 学部から選出された教員 各1人
- (4) 水素同位体科学研究センター教員 1人
- (5) 保健管理センター所長
- (6) 放射性同位元素総合実験室長
- (7) 水質保全センター長
- (8) 事務局長

(任 期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門委員会を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、委員会の所掌事項により総務部、経理部及び施設課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学施設整備委員会規則の一部改正

富山大学施設整備委員会規則の改正理由

- 1 各種委員会の整理統合及び国立学校設置法施行規則の一部改正（平成12年3月31日文部省令第21号）により、富山大学に副学長が設置されることに伴い、組織の見直しを図り、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学施設整備委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学施設整備委員会規則の一部を改正する規則

富山大学施設整備委員会規則（昭和45年2月16日制定）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学部から選出された教授 各1人
- (5) 附属図書館長
- (6) 地域共同研究センター長
- (7) 生涯学習教育研究センター長

- (8) 総合情報処理センター長
- (9) 留学生センター長
- (10) 水素同位体科学研究センター長
- (11) 機器分析センター長
- (12) 保健管理センター所長
- (13) 事務局長
- (14) 総務部長、経理部長及び学生部長

(15) 施設課長

- 2 学長は、関係事項の審議に関し、必要と認めるときは、本学職員を臨時の委員に命ずることができる。
- 第4条中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に、「補欠」を「後任」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学学生生活委員会規則の制定

富山大学学生生活委員会規則の制定理由

全学委員会等の整理統合により、教職員の委員会業務への参加に伴う負担の軽減及び合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学学生生活委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学学生生活委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学に、富山大学学生生活委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、学生の生活指導及び福利厚生等に関する重要事項を審議し、必要に応じて指導及び学部間の連絡調整を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 評議会から選出された評議員 2人
- (3) 学部の学生生活委員会委員 各3人
- (4) 学生部長

(任 期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただ

し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に、次の部会を置く。

- (1) 課外活動部会
- (2) 福利厚生部会

- 2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、学生部学生課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学入学試験実施委員会規則の制定

富山大学入学試験実施委員会規則の制定理由

全学委員会等の整理統合により、教職員の委員会業務への参加に伴う負担の軽減及び合理的・能率的な審議を図るため、所要事項を定める。

富山大学入学試験実施委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 頁

富山大学入学試験実施委員会規則

(設 置)

第1条 富山大学の入学者選抜に関し、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するため、富山大学入学試験実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜に係る試験の実施に関する事。
- (2) 学生募集要項に関する事。
- (3) 大学入試センター試験の実施に関する事。
- (4) その他入学者選抜に関し必要な事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうち学長が指名した者
- (2) 評議会から選出された評議員 1人
- (3) 学部から選出された教員 各2人
- (4) 保健管理センター所長
- (5) 総合情報処理センター長

(任 期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、第3条第2号に定める委員がその職務を代行する。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開会できない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、

可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(実施本部等)

第8条 入学者選抜に係る試験の実施のため、検査実施本部及び各学部検査場本部を置く。

2 検査実施本部に本部長を置き、学長をもって充て、各学部検査場本部に本部長を置き、各学部長をもって充てる。

3 検査実施本部及び各検査場本部に関する事項は、当該本部長が別に定める。

第9条 大学入試センター試験の実施のため、試験実施本部及び各学部試験場本部を置く。

2 試験実施本部に本部長を置き、学長をもって充て、各学部試験場本部に本部長を置き、各学部長をもって充てる。

3 試験実施本部及び各学部試験場本部に関する事項は、当該本部長が別に定める。

(専門委員会)

第10条 委員会に、入学者選抜に係る試験の実施に必要な事項を所掌するため、次の各号に定める専門委員会を置く。

- (1) 問題作成専門委員会
- (2) 採点専門委員会
- (3) 健康診断専門委員会
- (4) 電子計算機処理専門委員会

2 専門委員会の所掌事項は、別表のとおりとする。

3 専門委員会委員は、委員長の推薦に基づき、学長が命ずる。

4 専門委員会委員の任期は、別に定める。

5 問題作成専門委員会及び採点専門委員会に、主任委員を置き、必要に応じて副主任委員を置くことができる。

- 6 健康診断専門委員会及び電子計算機処理専門委員会に、委員長を置き、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、当該専門委員会において定めることができる。
- (庶務)

第11条 委員会の庶務は、学生部入試課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表

専門委員会名	所掌事項
問題作成専門委員会	(1) 教科・科目の問題作成に関すること。 (2) 教科・科目の問題の採点基準に関すること。 (3) その他教科・科目の問題作成に関し必要な事項
採点専門委員会	(1) 教科・科目の答案の採点に関すること。 (2) 教科・科目の答案の採点結果の評価及び報告に関すること。 (3) その他教科・科目の答案の採点に関し必要な事項
健康診断専門委員会	(1) 健康診断審査の基準に関すること。 (2) 調査書における健康診断の判定に関すること。 (3) その他健康診断に関し必要な事項
電子計算機処理専門委員会	(1) 入学者選抜業務のデータ処理システムに関すること。 (2) 入学者選抜業務のデータ処理に関すること。 (3) 合否判定資料の作成に関すること。 (4) その他入学者選抜業務に係るデータ処理に関し必要な事項

富山大学就職委員会規則の制定

富山大学就職委員会規則の制定理由

全学委員会等の整理統合計画の一環として、本学における学生の就職指導等をより機能的に行うため、従来の就職連絡会議を拡充整備して、新たに就職委員会を設置することに伴い、必要な事項を定める。

富山大学就職委員会規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学就職委員会規則

(設置)

第1条 富山大学に、富山大学就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、各学部との連絡調整を行うとともに、就職指導の推進充実を図ることを目的とする。

(1) 学生の職業意識の啓発に関すること。

(2) 就職の相談及び指導に関すること。

(3) 就職に関する広報、説明会等に関すること。

(4) 就職に関する調査・研究及び情報提供に関すること。

(5) 就職先の開拓等に関すること。

(6) その他学生の就職に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長のうち学長が指名した者

(2) 評議会から選出された評議員 1人

- (3) 学部から選出された教員 各2人(うち1人は就職指導に関する委員会の代表とする。)
- (4) 学生部長
- (5) 厚生課長
(任期)
- 第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
(議事)
- 第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(意見の聴取)
- 第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
(庶務)
- 第8条 委員会の庶務は、学生部厚生課において処理する。
(雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
附則
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
2 富山大学就職連絡会議要項(平成6年3月14日制定)は廃止する。

富山大学体育施設委員会規則の一部改正

富山大学体育施設委員会規則の改正理由

- 各種委員会の整理統合及び国立学校設置法施行規則の一部改正(平成12年3月31日文部省令第21号)により、富山大学に副学長が設置されることに伴い、組織の見直しを図り、所要事項を改める。
- 字句の整備を行う。

富山大学体育施設委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学体育施設委員会規則の一部を改正する規則

富山大学体育施設委員会規則(昭和61年12月19日制定)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 副学長のうち学長が指名した者
- 評議会から選出された評議員 1人
- 学部から選出された教員 各1人
- 教育学部の保健体育担当教員 1人
- 事務局長
- 学生部長

第5条本文中「前条第1項第2号及び第3号」を「前

条第1項第3号及び第4号」に、同条ただし書中「補欠」を「後任」に改める。

第6条第1項中「学生部長」を「副学長」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

第6条第3項を削る。

第7条第1項中「3分の2以上」を「過半数」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(庶務)

第16条 センターの庶務は、総務部研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学機器分析センターのセンター長及び教員選考規則の制定

富山大学機器分析センターのセンター長及び教員選考規則の制定理由

富山大学に学内共同教育研究施設として、富山大学機器分析センターが設置されるため、所要事項を定める。

富山大学機器分析センターのセンター長及び教員選考規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学機器分析センターのセンター長及び教員選考規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学機器分析センター規則第5条第3項及び第6条第2項の規定に基づき、富山大学機器分析センターのセンター長及び教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(センター長の選考)

第2条 センター長の選考は、富山大学機器分析センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の推薦に基づき、学長が行う。

2 運営委員会は、前項の推薦に当たって、本学の教授及び教授予定者のうちから選定するものとする。

(センター長の選考時期)

第3条 センター長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員になったとき。

2 前項第1号に該当する場合の選考は、任期満了の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかにこれを行わなければならない。

(教員の選考)

第4条 教員の選考は、運営委員会の議を経て、学長が行う。

(選考委員会)

第5条 運営委員会は、教員候補者を選考する場合、選考委員会を設ける。

2 選考委員会は、センター長及び運営委員会が選出した教授（原則として4人）をもって構成する。

3 選考委員会は、富山大学教員資格基準により教員候補者を審査選定し、運営委員会に報告する。

(教員候補者の内申)

第6条 運営委員会は、前条第3項の教員候補者について可否を決定する。

2 前項の決定に当たっては、構成員の3分の2以上出席する会議において、出席委員の3分の2以上の同意を要するものとする。

3 センター長は、運営委員会において決定した教員候補者を、学長に内申する。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日前に、富山大学機器分析センター規則第5条に定める運営委員会の議に基づき選出されたセンター長及び教員の選考については、この規則に基づき行われたものとみなす。

富山大学機器分析センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則の制定

富山大学機器分析センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則の制定理由

富山大学に学内共同教育研究施設として、富山大学機器分析センターが設置されるため、所要事項を定める。

富山大学機器分析センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学機器分析センターの設置に伴う関係規則等の整理に関する規則

(富山大学学長選考規則の一部改正)

第1条 富山大学学長選考規則(昭和62年6月26日制定)の一部を次のように改正する。

第11条中「水素同位体科学研究センター」の下に「機器分析センター」を加える。

(富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準の一部改正)

第2条 富山大学教員(教授・助教授・講師)選考基準(昭和29年5月28日制定)の一部を次のように改正する。

第1条中「水素同位体科学研究センター」の下に「機器分析センター」を、「水素同位体科学研究センター規則」の下に「機器分析センター規則」を加える。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学教育学部附属教育実践総合センター規則の制定

富山大学教育学部附属教育実践総合センター規則の制定理由

富山大学教育学部附属教育実践研究指導センターを富山大学教育学部附属教育実践総合センターに改組することに伴い、所要事項を定める。

富山大学教育学部附属教育実践総合センター規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学教育学部附属教育実践総合センター規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学学則第11条第2項の規定に基づき、富山大学教育学部附属教育実践総合センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 センターは、教育実践及び教育臨床に関する理論的、実践的並びに学際的研究を総合的に行うことを目的とする。

(部 門)

第3条 センターに、次の部門及び分野を置く。

- (1) 教育実践研究開発部門
 - イ 教育実践研究分野
 - ロ 教育工学実践分野

ハ 総合学習等の教材開発分野

(2) 学校教育相談実践部門

イ 生徒指導実践分野

ロ 教育相談実践分野

(3) 教師教育研究開発部門

イ 教育実地研究分野

ロ 現職教育研究分野

(職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 専任の教員

(3) 客員教授

(4) 研究員

2 前項に掲げる職員のほか、必要がある場合は、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(センター長)

- 第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長は、教育学部（以下「学部」という。）の教授をもって充てる。
- 3 学部長は、学部教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、センター長候補者を学長に推薦する。
- 4 教授会は、センター長候補者の選考を次の各号の一に該当する場合に行う。
- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。
- 5 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
（専任の教員）
- 第6条 専任の教員は、各部門に所属しセンターの業務に従事する。
- 2 教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。
（客員教授）
- 第7条 客員教授は、センターの業務に従事する。
- 2 客員教授の選考に関し必要な事項は、別に定める。
（研究員）
- 第8条 センターの研究員は、学部の教員並びに学部各附属学校及び附属幼稚園の教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学部長が委嘱する。

- 2 研究員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
（運営委員会）
- 第9条 センターの円滑な運営を図るため、センターに富山大学教育学部附属教育実践総合センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（雑 則）
- 第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。
（規則の改正）
- 第11条 この規則の改正は、教授会の議を経るものとする。
（事 務）
- 第12条 センターの庶務は、学部事務部において処理する。
- 附 則
- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 富山大学教育学部附属教育実践研究指導センター規則（昭和57年4月16日制定）は、廃止する。
- 3 最初のセンター長の任期は、第5条第5項の規定にかかわらず、平成12年8月31日までとする。

富山大学保健管理センター規則の一部改正

富山大学保健管理センター規則の改正理由

全学委員会等の整理統合計画案により、保健管理センター委員会は保健管理センター運営委員会に位置付けることとされたため、所要の改正を行うとともに、規則の整備及び字句の修正を行う。

富山大学保健管理センター規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 頁

富山大学保健管理センター規則の一部を改正する規則

富山大学保健管理センター規則（昭和50年5月30日制定）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣 旨）

第1条 この規則は、富山大学学則第10条第2項の規定に基づき、富山大学保健管理センター（以下「センター」という。）に関し、必要事項を定める。

第2条の見出しを「業務」に改める。

第3条の見出しを「職員」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

第4条 所長は、センターの業務を掌理する。

第5条から第7条までを次のように改める。

（運営委員会）

第5条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、富山大学保健管理センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の審議事項）

第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 管理運営の基本方針に関すること。

- (2) 事業の計画及び実施に関すること。
- (3) 所長及び専任の教員の人事に関すること。
- (4) 予算等に関すること。
- (5) その他センターに関し必要な事項

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) センターの専任の教員
- (3) 各学部から選出された教授 各2人
- (4) 学生部長

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第2号の委員のうち教授を除く専任の教員は、前条第3号の事項のうち専任の教員の人事に関する事項の審議には加わらない。

4 第1項第4号の委員は、前条第3号の事項の審議には加わらない。

第8条に見出しとして「(委員長)」を付し、同条第1項中「センター委員会」を「運営委員会」に、「学長」を「所長」に改め、同条第2項中「センター委員会」を「運営委員会」に改め、同条第3項中「委員長の指名す

る委員」を「委員長が指名した委員」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(運営委員会の議事)

第9条 運営委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第3号の教員候補者を決定する会議にあつては、構成員の3分の2以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第10条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第11条から第14条を削る。

第15条中「、当分の間」を削り、同条を第11条とする。第16条を第12条に改め、同条を次のように改める。

(雑 則)

第12条 この規則の定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学保健管理センターの所長及び教員選考規則の一部改正

富山大学保健管理センターの所長及び教員選考規則の改正理由

全学委員会等の整理統合計画案により、保健管理センター委員会は保健管理センター運営委員会に位置付けることとされたため、所要の改正を行うとともに、規則の整備及び字句の修正を行う。

富山大学保健管理センターの所長及び教員選考規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月31日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学保健管理センターの所長及び教員選考規則の一部を改正する規則

富山大学保健管理センターの所長及び教員選考規則(昭和50年5月30日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「富山大学保健管理センター委員会(以下「センター委員会」という。)」を「富山大学保健

管理センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)」に改める。

第2条第2項、第5条、第6条及び第7条中「センター委員会」を「運営委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学人文学部規則の一部改正

富山大学人文学部規則の改正理由

専門科目のカリキュラムを見直し、教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学人文学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学人文学部規則の一部を改正する規則

富山大学人文学部規則（昭和52年5月16日制定）の一部を次のように改正する。

別表Ⅰ（第3条第2項関係）の専門科目を次のように改める。

別表Ⅰ

専 門 科 目

人文学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
人間基礎論入門	4	文書館学Ⅰ	2	文化構造特殊講義	18
古典ギリシャ語	4	文書館学Ⅱ	2	芸術文化史	2
ラテン語中級	4	文書館学Ⅲ	2	コミュニケーション	2
哲学概論	6	文書館学実習	3	と社会	
西洋思想史Ⅰ	8	日本史基礎演習	4	美術史	2
西洋思想史Ⅱ	8	東洋史概説	8	言語学概論	4
哲学特殊講義	8	東洋史特殊講義	12	音声学	4
哲学演習	8	東洋史演習	24	言語学実験実習	2
哲学講読	8	東洋史実習	2	言語学演習	16
文化基礎論講読	2	東洋史基礎演習	4	言語学特殊講義	18
美学	2	東アジア交流	2	個別言語論	4
論理学	2	史特殊講義		心理学概論	4
倫理思想	4	西洋史概説	8	心理学実験Ⅰ	4
宗教思想	4	西洋史特殊講義	12	心理学実験Ⅱ	4
東洋思想史	6	西洋史演習	28	心理学演習	10
現代と思想	4	西洋史実習	2	心理学特殊講義	18
比較思想	4	西洋史基礎演習	4	心理学研究法	2
人間学特殊講義	6	史学概論	2	社会学概論	4
人間学演習	10	史学史	2	社会学実習	5
人間学講読	8	東西交流史特殊講義	2	社会学演習	8
世界史序説	4	行動文化入門	4	社会学講読	8
日本史概説	8	行動文化研究法	4	社会学特殊講義	18
日本史特殊講義	18	行動文化特殊講義	6	社会調査法	8

日本史演習	24	文化構造概論	6	社会経済史	4
日本史実習	6	文化構造実習	4	法制史	2
日本史史料講読	6	文化構造演習	12	総合演習	2
古文書学実習	6	文化構造講読	12	卒業研究	10

国際文化学科

授業科目	単位数	授業科目	単位数	授業科目	単位数
国際文化入門	4	中国文化講読	4	文化人類学演習	8
国際文化概論	2	ロシア文化講読	4	文化人類学講読	4
情報文化論	2	アメリカ文化講読	4	文化人類学実習	3
都市研究	2	日本語・日本文	8	比較社会概論	4
国際地域研究	2	化論講読		比較社会論特殊講義	8
(地誌学)		外国語演習	4	比較社会論演習	8
マイノリティ研究	2	日本語表現法	4	比較社会論講読	4
国際社会研究	2	日本の社会と文化	4	比較社会論実習	4
(政治学)		日本の歴史と思想	4	比較文学概論	8
民俗学	2	比較日本文化論	2	比較文学特殊講義	14
地球環境研究	2	自然人類学	2	比較文学演習	14
(自然地理学)		ヨーロッパ文化論	2	比較文学講読	14
国際動態研究	2	文化環境論演習	4	日本史概説	4
国際文化関係論	2	文化環境論講読	2	東洋史概説	4
特殊講義		考古学概論	4	西洋史概説	4
国際文化関係論	2	考古学特殊講義	20	法制史	2
演習(日本と東アジア)		考古学演習	8	国際公法	4
国際文化関係論	2	考古学講読	4	教育学概論	2
演習(日本と欧米)		考古学実習	6	政治学	2
国際文化関係論実習	2	博物館学Ⅰ	2	総合演習	2
日本文化特殊講義	4	博物館学Ⅱ	2	卒業研究	10
中国文化特殊講義	4	博物館学Ⅲ	2		
ロシア文化特殊講義	4	博物館実習	3		
アメリカ文化特	4	生涯学習概論	2		
殊講義		視聴覚教育メディ	2		
朝鮮文化特殊講義	4	ア論			

日本文化演習	8	人文地理学概論	4		
中国文化演習	8	人文地理学特殊講義	12		
ロシア文化演習	8	人文地理学演習	8		
アメリカ文化演習	8	人文地理学講読	4		
比較日本文化論演習	4	人文地理学実習	5		
日本文化論演習	8	文化人類学概論	2		
日本文化講読	4	文化人類学特殊講義	10		

言語文化学科

授 業 科 目	単 位 数	授 業 科 目	単 位 数
日本東洋言語文化特殊講義	4	英語史Ⅱ	2
日本語学演習	20	英文法Ⅰ	2
日本文学演習	20	英文法Ⅱ	2
日本語学講読	16	英語学特殊講義	8
日本文学講読	16	英語学講読A	2
日本語学特殊講義	20	英語学講読B	4
日本文学特殊講義	20	英語学演習A	2
日本語学概論	4	英語学演習B	8
日本文学史	10	英米文化論	2
書道史	4	英語コミュニケーション(作文)	4
朝鮮言語文化演習	8	英語コミュニケーション(会話)	4
朝鮮言語文化講読	8	専門基礎ドイツ語	2
朝鮮言語文化概論	10	ドイツ言語文化演習	18

朝鮮言語文化特殊講義	10	ドイツ言語文化講読	20
朝鮮語会話	10	ドイツ文化論	6
朝鮮語作文	2	ドイツ文学史	10
朝鮮史	2	ドイツ言語文化特殊講義	12
朝鮮学入門	2	ドイツ語会話	10
中国言語文化演習	12	ドイツ語作文	4
中国言語文化講読	12	フランス言語文化演習	14
中国言語文化概論	6	フランス言語文化講読	14
中国言語文化特殊講義	18	フランス文化論	6
中国文化論	2	フランス文学史	8
中国語会話	8	フランス言語文化特殊講義	10
中国語作文	4	フランス語会話	10
アメリカ文学史	6	フランス語作文	4
イギリス文学史Ⅰ	2	比較言語文化講読	4
イギリス文学史Ⅱ	2	ロシア言語文化演習	12
英米言語文化基礎講義	2	ロシア言語文化講読	12
英米言語文化特殊講義	16	ロシア文化論	4
英米言語文化講読A	8	ロシア言語文化特殊講義	14
英米言語文化講読B	12	ロシア語会話	6
英米言語文化演習A	4	専門基礎ロシア語	2
英米言語文化演習B	16	総合演習	2
英語史Ⅰ	2	卒業研究	10

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学人文学部教授会規則の一部改正

富山大学人文学部教授会規則の改正理由

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第55号）に基づき、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学人文学部教授会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学人文学部教授会規則の一部を改正する規則

富山大学人文学部教授会規則（昭和52年5月16日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「富山大学学則第17条第2項に基づき」を「学校教育法第59条に基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議

し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - (3) その他本学部の教育又は研究に関する重要事項
- 第3条の見出しを「(組織)」に改め、同条第1項ただし書中「第2条第7号の事項のうち、教官人事」を「教

員人事」に、「構成する」を「組織する」に改める。

め、同条第2項中「あて」を「充て」に改める。

第8条中「教官」を「教員」に改める。

附 則

第9条第1項中「1名をおく」を「1人を置く」に改

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学教育学部規則の一部改正

富山大学教育学部規則の改正理由

- 1 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律（平成10年法律第110号）に基づき、所要事項を改める。
- 2 大学設置基準の一部を改正する省令（平成11年文部省令第40号）に基づき、所要事項を改める。
- 3 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成10年法律第98号）に基づき、所要事項を改める。
- 4 教育方法についてより一層の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学教育学部規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部規則（昭和27年4月18日制定）の一部を次のように改正する。

第5条第3項、第6条第2項及び第6条の2第3項中「30単位」を「60単位」に改める。

第20条中「別表Ⅲ、別表Ⅵ及び別表Ⅷ」を「別表Ⅷ」に改める。

別表Ⅰ 卒業に必要な単位数 学校教育教員養成課程、別表Ⅲ、別表Ⅵ 専攻科目1 学校教育教員養成課程（2）障害児教育系 障害児教育、（3）言語・社会系 ③社会科教育及び別表Ⅷを次のように改める。

別表Ⅰ

卒 業 に 必 要 な 単 位 数

学校教育教員養成課程

専攻 授業科目の区分		A 群			B 群			C 群			D 群			E 群		
		2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2
教養 科目	教養原論	人文科学系	2		2		2		2		2		2		2	
		社会科学系	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6	2	2	6
		自然科学系	2		2		2		2		2		2		2	
	総合科目	4			4			4			4			4		
計		18			18			18			18			18		
共通 基礎 科目	外国語科目	8(2力国語各4)			8(2力国語各4)			8(2力国語各4)			8(2力国語各4)			8(2力国語各4)		
	保健体育科目	2			2			2			2			2		
	情報処理科目	2			2			2			2			2		
	言語表現科目	2			2			2			2			2		
小 計		30			30			30			30			30		
専門 科目	学部共通科目 (別表Ⅱ参照)	4			4			4			4			4		
	教 科 (別表Ⅴ・Ⅵ参照)	8			6			4			10~19			20		
	教 職 (別表Ⅲ参照)	43			37			37			27			31		

教科又は教職	教科(別表Ⅵ参照)	6	6	0	0	4
	教職(別表Ⅲ参照)	4	4	4	4	4
専攻科目(別表Ⅵ参照)		10	10	23	23	10
特別研究		6	6	6	6	6
小計		81	73	78	74~83	79
自由選択		23	31	26	30~21	25
合計		134	134	134	134	134

- A群：学校教育教員養成課程 教育学，学校心理学専攻並びに国語教育，社会科教育，数学教育，理科教育，家政教育，音楽教育，美術教育及び保健体育専攻の小学校主免
- B群：学校教育教員養成課程 幼児教育専攻
- C群：学校教育教員養成課程 障害児教育専攻の小学校主免
- D群：学校教育教員養成課程 障害児教育専攻の中学校主免
- E群：学校教育教員養成課程 英語教育，技術教育専攻並びに国語教育，社会科教育，数学教育，理科教育，家政教育，音楽教育，美術教育及び保健体育専攻の中学校主免

備考

1. 学校教育教員養成課程の学生は，教養科目及び共通基礎科目の履修に際し，日本国憲法（2単位），健康スポーツ（1単位），健康スポーツ論（1単位）又は健康・スポーツ演習（1単位），情報処理（2単位）を必ず修得しなければならない。
2. D群の教科及び自由選択の単位数は，専攻科目により異なる。
3. 自由選択に教養科目及び共通基礎科目の単位を10単位まで含むことができる。

別表Ⅲ

教 職 に 関 す る 科 目

学校教育教員養成課程

教職に関する科目	授業科目	開設単位	A 群			B 群			C 群			
			必修	選必	選択	必修	選必	選択	必修	選必	選択	
第2欄 教職の意義等に関する科目	教 職 と 教 育	2	2			2			2			
第3欄 教育の基礎理論に関する科目	教 育 哲 学	2	2	2	4	2	2	4	2	2	4	
	西 洋 教 育 史	2	2			2			2			2
	日 本 教 育 史	2	2			2			2			2
	教 育 心 理 学	2	2			2			2			
	発 達 心 理 学	2			2			2			2	
	学 習 心 理 学	2			2			2			2	
	教 育 社 会 学	2	2	2	6	2	2	6	2	2	6	
	学 校 経 営	2	2			2			2			2
教 育 行 政	2	2	2			2			2			
学 級 集 団 心 理 学	2	2	2			2			2			
第4欄 教育課程及び指導法に関する科目	教 科 の 指 導 法 等 (別表Ⅳ参照)		20						14			
	道 徳 教 育 論	2	2						2			
	特 別 活 動 論	2	2						2			
	教 育 課 程 論	2			2			2			2	
	学 習 指 導	2			2			2			2	
	教 育 工 学	2	2			2			2			
	保 育 内 容 の 指 導 法 等 (別表Ⅵ参照)					20						

	生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 (教育相談及び進路指導を含む)	4	4					4		
		幼児の理解と相談	2				2				
第5欄	総合演習	総合演習 (学部共通科目より修得)	(2)	(2)			(2)		(2)		
第6欄	教育実習	教育実習(小)	7	5					5		
		教育実習(中)	7								
		教育実習(高)	3								
		教育実習(幼)	7			5					
		子どもとのふれあい体験	2			2			2		2
合 計			39	4		33	4		33	4	
			43		37		37				
教 科 又 は 教 職 (教 職 分)					4			4			4

備考 教育実習(小), (中), (高)及び(幼)の単位数には, 事前及び事後の指導1単位を含む。

教職に関する科目	授 業 科 目	開 設 単 位	D 群			E 群		
			必 修	選 必	選 択	必 修	選 必	選 択
第2欄	教職の意義等に関する科目	教 職 と 教 育	2	2			2	
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教 育 哲 学	2		2		2	
		西 洋 教 育 史	2		2	2	2	2
		日 本 教 育 史	2		2		2	
		教 育 心 理 学	2	2			2	
		発 達 心 理 学	2			2		2
		学 習 心 理 学	2			2		2
		教 育 社 会 学	2		2			2
		学 校 経 営	2		2			2
	教 育 行 政	2		2		2		
	学 級 集 団 心 理 学	2		2		2		
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	教 科 の 指 導 法 等 (別表IV参照)		4			8	
		道 徳 教 育 論	2	2		2		
		特 別 活 動 論	2	2		2		
		教 育 課 程 論	2		2		2	
		学 習 指 導	2		2		2	
		教 育 工 学	2	2		2		
	保 育 内 容 の 指 導 法 等 (別表VI参照)							
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論 (教育相談及び進路指導を含む)	4	4			4		
	幼児の理解と相談	2						

第5欄	総合演習	総合演習 (学部共通科目より修得)	(2)	(2)			(2)		
第6欄	教育実習	教育実習(小)	7						
		教育実習(中)	7	5			5		
		教育実習(高)	3						
		教育実習(幼)	7						
		子どもとのふれあい体験	2			2			2
合 計				23	4		27	4	
				27		31			
教 科 又 は 教 職 (教 職 分)						4			4

別表VI

専 攻 科 目

1 学校教育教員養成課程

(2) 障害児教育系

障害児教育

専門科目区分等	授業科目	開設単位	障害児教育専攻	
			必修	選択
教育の基礎理論に関する科目	障害児学概論	2		2
	障害児教育原論	2	2	
	知的障害児教育概論	2	2	
	障害児学演習	2		2
	障害児教育演習	2		2
	知的障害児教育演習	2		2
	障害児教育特別講義	2		2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	障害児精神保健学	2		2
	障害児心理学	2	2	
	知的障害児心理学	2	2	
	障害児病理学	2	2	
	障害児生理・心理演習Ⅰ	2		2
	障害児生理・心理演習Ⅱ	2		2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児教育課程論	2	2	
	障害児教育指導法	2	2	
	知的障害児心理診断実習	2	2	
	障害児教育研究法	2		2
	障害児教育指導法演習	2		2
	障害児教育指導法特別講義	2		2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	知的障害児教育実習	5	3	
特 設 科 目				
計		45	19	4
			23	
特 別 研 究		必修6単位		

(3) 言語・社会系

③ 社会科教育

専門科目 区分等	授業科目	開設 単位	社会科教育専攻											障害児教育専攻		
			(小)		(中)									(中)		
			必修	選必	共通		歴史		地理			法律・政治・ 社会・経済		必修	選択	
					必修	選必	選必	選択	必修	選必	選択	選必	選択			
日 本 史 及 外 国 史	◎ 日本史学概論	2	2		2										2	
	日本史学各論Ⅰ	2			2	2			● 2			2				
	日本史学各論Ⅱ	2					2			2		2				
	日本史学演習Ⅰ	4		▲ 4			2				4		4			
	日本史学演習Ⅱ	4				2	2				4		4			
	東洋史学	2			2			4							2	
	◎ 西洋史学概論	2	2		2										2	
	西洋史学各論Ⅰ	2			2	2				● 2			2			
	西洋史学各論Ⅱ	2						2			2		2			
	西洋史学演習	4		▲ 4			2				4		4			
	史学概論	2							2			2		2		
	考古学	2							2			2		2		
地 理 学 (地誌を 含む)	◎ 地理学総論Ⅰ	2		2	2										2	
	◎ 地理学総論Ⅱ	2		2	4	2										
	◎ 地誌学Ⅰ	4		2				2			2		2	2		
	地誌学Ⅱ	4					2			2	● 2	2		4		
	人文地理学各論Ⅰ	2					2					2		2		
	人文地理学各論Ⅱ	2						2				2		2		
	人文地理学各論Ⅲ	2						2				2		2		
	人文地理学各論Ⅳ	2										2		2		
	自然地理学各論Ⅰ	2					2					2		2		
	自然地理学各論Ⅱ	2							2			2		2		
	地 図 学	2							2			2		2		
	地理学演習	4		▲ 4					4	2		2		4		
	地理学実験	4							4	2		2		4		
地理学巡検	2								2				2			
法 律 学, 政 治 学	◎ 法学概論(国際法を含む。)	2		▽ 2	2										2	
	憲 法	2							2			2	■ 2		2	
	法律学各論	2							2			2		2	2	
	法律学演習	4		▲ 4					4			4	□ 2	2	2	
	◎ 政治学概論Ⅰ(国際政治含む。)	2		▽ 2	2										2	2
	政治学概論Ⅱ	2							2			2	■ 2		2	
	政治学各論Ⅰ	2							2			2		2	2	
	政治学各論Ⅱ	2							2			2		2	2	
政治学演習	4		▲ 4					4			4	□ 2	2	2		
社 会 学,	◎ 社会学概論Ⅰ	2		▽ 2	2										2	
	社会学概論Ⅱ	2							2			2	■ 2		2	
	社会学各論Ⅰ	2							2			2		2	2	
	社会学各論Ⅱ	2							2			2		2	2	
	社会学各論Ⅲ	2							2			2		2	2	
	社会学演習	4		▲ 4					4			4	□ 2	2	2	2

経済学	◎ 経済原論Ⅰ(国際経済を含む。)	2		▽ 2	2									2	
	経済原論Ⅱ	2						2		2	■ 2			2	
	経済史	2						2		2		2		2	
	経済学各論Ⅰ	2						2		2		2		2	
	経済学各論Ⅱ	2						2		2		2		2	
	経済学演習	4		▲ 4				4		4	□ 2	2		2	
哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学	哲学	2			2									2	
	倫理学	2			2									2	
	宗教学	2					2		2		2			2	
	心理学概論	2													
	社会心理学	2													
社会科教育	社会科教育演習(地理・歴史)	2					2		2		2				
	社会科教育演習(公民)	2					2		2		2				
	社会科特別講義(地理・歴史)	4					4		4		4				
	社会科特別講義(公民)	4					4		4		4				
特設科目															
計		140	4	12	24	2	6	2	6	2	0	6	2	10	6
			16		26		34			34			34		16
							(共通26単位含む)			(共通26単位含む)			(共通16単位含む)		
特別研究		必修 6 単位													

備考1 ◎印は、小学校の教科に関する科目を兼ねる。

- 2 ▽印のうちから、いずれか2科目(4単位)を修得するものとする。
- ▲印のうちから、いずれか1科目(4単位)を修得するものとする。
- 印のうちから、いずれか1科目(2単位)を修得するものとする。
- 印のうちから、いずれか2科目(4単位)を修得するものとする。
- 印のうちから、いずれか1科目(2単位)を修得するものとする。

3 欄内の「選必」は選択必修のこと。

- 4 教科又は教職(教科分)の単位の取扱い
(小) 6単位:専攻科目16単位に含まれている。
(中) 4単位:専攻科目34単位に含まれている。

別表Ⅷ

教職に関する科目		授業科目	開設単位
第2欄	教職の意義等に関する科目	教職と教育	2
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	教育哲学	2
		教育心理学	2
		学校経営	2
第4欄	教育課程及び指導法に関する科目	道徳教育論	2
		教育課程と特別活動	2
		教育方法・技術	2
		国語科教育法(中等)A	4
		国語科教育法(中等)B	4
		社会科教育法(中等)A	4
		社会科教育法(中等)B	4
		地理歴史科教育法	4
		公民科教育法	4
		数学科教育法(中等)A	4
		数学科教育法(中等)B	4
理科教育法(中等)A	4		

	理科教育法(中等)B	4	
	英語科教育法(中等)A	4	
	英語科教育法(中等)B	4	
	ドイツ語科教育法A	4	
	ドイツ語科教育法B	4	
	中国語科教育法A	4	
	中国語科教育法B	4	
	商業科教育法	4	
	工業科教育法	4	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	4
第6欄	教育実習	教育実習(中)	5
		教育実習(高)	3

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅰ、別表Ⅲ及び別表Ⅵについては、平成11年度入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

富山大学教育学部教授会規則の一部改正

富山大学教育学部教授会規則の改正理由

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年 5 月28日法律第55号）に基づき、教授会の審議内容を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学教育学部教授会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年 3 月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学教育学部教授会規則の一部を改正する規則

富山大学教育学部教授会規則（昭和27年 1 月27日制定）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「おく」を「置く」に改める。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) その他本学部の教育又は研究に関する重要事項
第 3 条の見出しを「(組織)」に改め、同条第 1 項ただし書中「教官」を「教員」に、「構成」を「組織」に改める。

第 7 条第 1 項中「教官」を「教員」に改める。

第 8 条中「1 名をおく」を「1 人を置く」に、「あて」を「充て」に改める。

附 則

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

富山大学経済学部規則の一部改正

富山大学経済学部規則の改正理由

教育職員免許法の一部を改正する法律（平成10年法律第98号）に基づき、所要事項を改める。

富山大学経済学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年 3 月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学経済学部規則の一部を改正する規則

富山大学経済学部規則（昭和50年 6 月27日制定）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

授 業 科 目 及 び 単 位 数

夜間主コース

系 列	授 業 科 目	開 設 単 位	経済学科			経営学科			経営法学科			系 列	授 業 科 目	開 設 単 位	経済学科			経営学科			経営法学科				
			必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択				必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択	必 修	選 択 必 修	選 択		
経済 学 系	理論経済学	ミマクク口経済学	4	4				4				4	基礎 法 系	憲行政法	4		4		4			4			
		政治経済	4	4				4				4		地方自治	4		4		4			4			
		現代経済	4	4	4			4				4		公務員	4		4		4			4			
		経済史	4	4				4				4		刑法	4		4		4			4			
	比較経済論	経世日経地産環境	4	4				4				4	法 系	刑事訴訟	4		4		4			4			
		日本経済	4	4				4				4		民法	4		4		4			4			
		地域開発学	4	4				4				4		比較政治	4		4		4			4			
		社会経済学	4	4				4				4		概論	4		4		4			4			
	政策科学	経済政策	4	4				4				4	民 事 法 系	財産法	4		4		4			4			
		産業政策	4	4				4				4		民法	4		4		4			4			
		労働政策	4	4				4				4		金融	4		4		4			4			
		資源統計	4	4				4				4		民事訴訟	4		4		4			4			
	応用経済学	金融国際	4	4				4				4	法 系	商形小切手	4		4		4			4			
		地方経済	4	4				4				4		証券	4		4		4			4			
		国際経済	4	4				4				4		消費者保護	4		4		4			4			
		地域経済	4	4				4				4		雇用保障	4		4		4			4			
	経営 学 系	経営学	経営学概論	4			4					4	共 通 法 系	経済学演習	8		8		8						
			経営学組織論	4			4					4		経済学卒業論文	6		6		6						
			経営学管理論	4			4					4		経営学卒業論文	6		6		6						
			経営学管理論	4			4					4		経営学外国書講	4		4		4					4	
		財務管理論	4			4					4	法社会学		2	2			2					2		
		労働管理論	4			4					4	社会学		2	2			2					2		
		会計情報論	4			4					4	教育職員免許状取得のための授業科目		2		2		2					2		
		国際経営論	4			4					4	総合演習		2		2		2					2		
流通マーケティング論		4			4					4	職業指導	4			4		4					4			
応用経営		4			4					4	計			8	12		8	12		8	12				
リスク・マネジメント		4			4					4				102	以上		102	以上		102	以上				
管理科学		経営科学概説	4			4					4	備 考		この表に掲げる授業科目のほか、特殊講義を設けることができる。											
	経営学数値分析	4			4					4	自由科目としての教養科目及び共通基礎科目を専門科目の選択科目とし卒業要件単位に含めることができる。														
	経営学モデル統計	4			4					4	教育職員免許状取得のための授業科目は、卒業要件単位のうちに加えない。														
	オペレーションズ・リサーチ	4			4					4															

附 則

2 平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学経済学部教授会規程の一部改正

富山大学経済学部教授会規程の改正理由

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第55号）に基づき、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学経済学部教授会規程の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学経済学部教授会規程の一部を改正する規則

富山大学経済学部教授会規程（昭和28年9月9日制定）の一部を次のように改正する。

題名を「富山大学経済学部教授会規則」に改める。

第1条中「おく」を「置く」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) その他本学部の教育又は研究に関する重要事項
第3条の見出しを「(組織)」に改め、同条第1項本文中「つぎの」を「次の」に改め、同項ただし書中「第2条第7号の事項のうち、教官」を「教員」に、「構成」を「組織」に改める。

第6条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「第1、第3水曜日に開く」を「毎月1回とする」に改め、同条第3項中「または」を「又は」に改める。

第8条第1項中「教官」を「教員」に改める。

第9条第1項中「1名をおく」を「1人を置く」に改め、同条第2項中「あて」を「充て」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学理学部規則の一部改正

富山大学理学部規則の改正理由

- 1 富山大学学則の一部改正に伴い、大学以外の教育施設等における学修の単位数等について、所要事項を改める。
- 2 専門科目のカリキュラムを見直し、教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学理学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学理学部規則の一部を改正する規則

富山大学理学部規則（昭和52年5月16日制定）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出し中「他の大学」を「他の大学等」に改め、同条第1項中「第34条の規定により、他の大学又は外国の大学において、当該大学」を「第34条及び第34条の2の規定により、他の大学又は外国の大学あるいは大学以外の教育施設等において、当該大学等」に、

「学部長を経て、学長の許可」を「学部長の許可」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、外国の大学等の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

第9条の2第3項中「30単位」を「60単位」に改める。

第13条中「定員に余裕がある場合に限り」を削る。別表を次のように改める。

別表I (第3条第2項関係)

授業科目及び単位数

教養科目及び共通基礎科目

区分	主 題 等	授 業 科 目	単位数	
教 養 科 目	思想と倫理	哲学のすすめ	2	
		人間と倫理	2	
	人文系科目	こころの科学	こころの科学	2
		現代と教育	現代と教育	2
		歴史の世界	日本の歴史と社会 東洋の歴史と社会 西洋の歴史と社会	2 2 2
	文学の世界	日本文学	2	
		外国文学	2	
	言語と文化	言語と文化	2	
	芸術の世界	音楽	2	
		美術	2	
	社会系科目	社会理論と現代	社会科学の方法と理論 現代社会論	2 2
		法と政治	日本国憲法 国家と市民 経済生活と法 市民生活と法	2 2 2 2
	原 論	産業と経済	経済・経営データを読む	2
			企業と仕事	2
			世界経済の過去と現在	2
			日本の経済と産業	2
			日本の企業経営	2
	地球と環境	地域の経済と社会・文化	2	
		地球の構造と活動 地球の環境	2 2	
	自然系科目	生命の世界	生命の世界	2
自然の構造			宇宙の構造 化学物質の世界 物質の構造 量子の世界	2 2 2 2
数理の世界			自然と情報の数理	2
			社会と情報の数理	2
技術の世界	技術の世界	2		
	材料の科学	2		
生活の科学	生活の科学	2		
	睡眠の科学	2		
情報の科学	コンピュータの話	2		
教養原論演習			2又は4	

総 合 科 目	環 境	2	
	生 と 死	2	
	ジェンダー(性)	2	
	心 と 身 体	2	
	技 術 と 社 会	2	
	現 代 文 化	2	
	人 権 と 福 祉	2	
	環 日 本 海	2	
	科 学 と 社 会	2	
	現代の世界(時事的問題)	2	
	トータルコミュニケーション	2	
	総合科目特殊講義	2	
	日 本 事 情	6	
共 外 国 語 科 目	英 語 A	4	
	英 語 B	4	
	ド イ ツ 語 A	4	
	ド イ ツ 語 B	4	
	フ ラ ン ス 語 A	4	
	フ ラ ン ス 語 B	4	
	中 国 語 A	4	
	中 国 語 B	4	
	ロ シ ア 語 A	4	
	ロ シ ア 語 B	4	
	朝 鮮 語 A	4	
	朝 鮮 語 B	4	
	ラ テ ン 語 B	2	
	日 本 語 A	4	
	日 本 語 B	4	
	保 健 体 育 科 目	健康・スポーツ論	3
		健康・スポーツ演習	2
健康スポーツ		4	
情 報 処 理 科 目	情 報 処 理	2	
	言 語 表 現 科 目	2	

専 門 科 目

数 学 科

専門基礎科目	単位数		専 攻 科 目	単位数	
	必 修	選 択		必 修	選 択
解析学序論 I	2		線形代数学 I	2	
解析学序論 I 演習	2		線形代数学 I 演習	2	
解析学序論 II	2		線形代数学 II	2	
解析学序論 II 演習	2		解析学 I	2	
線形代数学序論	2		解析学 I 演習	2	
線形代数学序論演習	2		解析学 II	2	
物理学序説 I	2		解析学 II 演習	2	
物理学序説 II	2		解析学要論	2	
物理学概論 I	2		解析学要論演習	2	
物理学概論 II	2		代数学序論	2	
化学序説 I	2		代数学 I	2	
化学序説 II	2		代数学 II	2	
化学概論 I	2		幾何学 I	2	
化学概論 II	2		幾何学 II	2	
生物学序説 I	2		位相数学序論	2	
生物学序説 II	2		位相数学 I	2	
生物学概論 I	2		位相数学 II	2	
生物学概論 II	2		複素解析学序論	2	
地球科学序説 I	2		複素解析学 I	2	
地球科学序説 II	2		複素解析学 II	2	
地球科学概論 I	2		実解析学 I	2	
地球科学概論 II	2		実解析学 II	2	
生物圏環境科学概論 I	2		数理統計学	2	
生物圏環境科学概論 II	2		微分方程式論	2	
放射線基礎学	2		応用数理	2	
総合演習	2		離散数理	2	
学外体験実習		1/2	情報数理	2	
			情報科学特論	2	
			情報科学 I	2	
			情報科学 II	2	
			統計データ処理	2	
			プログラミング演習 I	2	
			プログラミング演習 II	2	
			代数学特論	2	
			幾何学特論	2	
			解析学特論	4	
			数理統計学特論	2	
			実解析学特論	2	
			応用数理特論	2	

		数値解析	2
		情報数理特論	4
		科学英語 I	2
		科学英語 II	2
		洋書購読 I	2
		洋書購読 II	2
		数学特別講義	*
		数学講究	8

*印を付した数学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

物理学科

専門基礎科目	単位数		専 攻 科 目	単位数	
	必 修	選 択		必 修	選 択
微分積分学 I	2		物理数学 A	4	
微分積分学 II	2		物理数学 B	4	
線形代数学	2		力学 I	6	
応用数学基礎	2		力学 II	4	
計算機演習	2		電磁気学 I	6	
化学序説 I	2		電磁気学 II	4	
化学序説 II	2		熱統計学 I	4	
化学概論 I	2		熱統計学 II	4	
化学概論 II	2		量子力学 I	6	
生物学序説 I	2		量子力学 II	4	
生物学序説 II	2		量子力学特論	2	
生物学概論 I	2		光学	2	
生物学概論 II	2		相対論	2	
地球科学序説 I	2		物理実験学 A	2	
地球科学序説 II	2		物理実験学 B	2	
地球科学概論 I	2		物理学実験 I	2	
地球科学概論 II	2		物理学実験 II (物性 A)	2	
生物圏環境科学概論 I	2		物理学実験 II (物性 B)	2	
生物圏環境科学概論 II	2		物理学実験 II (量子)	2	
放射線基礎学	2		物性物理学 A	4	
基礎化学実験	1		物性物理学 B	4	
基礎生物学実験	1		物性物理学特論	2	
基礎地球科学実験	1		核物理学 A	2	
基礎生物圏環境科学実験	1		核物理学 B	2	
総合演習	2		核物理学特論	2	
学外体験実習		1/2	電磁波物理学 A	2	
			電磁波物理学 B	2	
			電磁波物理学特論	2	
			洋書講読	2	

	物理学特別講義	*
	卒業論文	12

*印を付した物理学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

化学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学Ⅰ	2		基礎物理化学Ⅰ	2	
微分積分学Ⅱ	2		基礎物理化学Ⅱ	2	
線形代数学	2		無機化学	2	
応用数学基礎	2		化学平衡学	2	
物理学序説Ⅰ	2		化学反応学	2	
物理学序説Ⅱ	2		構造化学	2	
物理学概論Ⅰ	2		量子化学	2	
物理学概論Ⅱ	2		化学熱力学	2	
生物学序説Ⅰ	2		触媒化学	2	
生物学序説Ⅱ	2		分子分光學	2	
生物学概論Ⅰ	2		分子物性学	2	
生物学概論Ⅱ	2		遷移金属化学	2	
地球科学序説Ⅰ	2		構造溶液化学	2	
地球科学序説Ⅱ	2		材料科学	2	
地球科学概論Ⅰ	2		化学工学	2	
地球科学概論Ⅱ	2		物理化学特論Ⅰ	1	
生物圏環境科学概論Ⅰ	2		物理化学特論Ⅱ	1	
生物圏環境科学概論Ⅱ	2		無機化学特論	2	
放射線基礎学	2		分析化学特論	2	
基礎物理学実験	1		物理化学実験	3	
基礎生物学実験	1		無機分析化学実験	3	
基礎地球科学実験	1		プログラミング実習	1	
基礎生物圏環境科学実験	1		基礎有機化学	2	
基礎化学実験	1		有機化学Ⅰ	2	
総合演習	2		有機化学Ⅱ	2	
学外体験実習	1/2		有機化学Ⅲ	2	
			芳香族化学	2	
			構造有機化学	2	
			反応有機化学	2	
			生体物質化学	2	
			合成有機化学	2	
			高分子化学	1	
			生化学	2	
			有機化学特論Ⅰ	1	
			有機化学特論Ⅱ	1	

有機化学実験	6
水環境化学	2
環境化学演習	2
環境化学計測	2
計測化学特別講義	1
科学英語	4
化学演習	*
化学特別講義	*
卒業論文	12

*印を付した化学演習、化学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

生物学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学Ⅰ	2		基礎動物形態学	1	
微分積分学Ⅱ	2		基礎植物形態学	1	
線形代数学	2		植物分類学	2	
応用数学基礎	2		基礎系統学	1	
物理学序説Ⅰ	2		基礎分類学	1	
物理学序説Ⅱ	2		系統進化学特論	1	
物理学概論Ⅰ	2		比較内分泌学	1	
物理学概論Ⅱ	2		形態形成学	1	
化学序説Ⅰ	2		形態学特論	1	
化学序説Ⅱ	2		動物系統進化学	1	
化学概論Ⅰ	2		動物行動学	1	
化学概論Ⅱ	2		動物生理学	2	
地球科学序説Ⅰ	2		基礎生理学	1	
地球科学序説Ⅱ	2		植物生理学	2	
地球科学概論Ⅰ	2		生物科学特論	2	
地球科学概論Ⅱ	2		植物系統進化学	2	
生物圏環境科学概論Ⅰ	2		応用生物学	1	
生物圏環境科学概論Ⅱ	2		生体構造学実験	6	
放射線基礎学	2		臨海実験Ⅰ	1	
基礎物理学実験	1		臨海実験Ⅱ	1	
基礎化学実験	1		野外実験Ⅰ	1	
基礎地球科学実験	1		野外実験Ⅱ	1	
基礎生物圏環境科学実験	1		生物化学	1	
総合演習	2		生理化学	2	
学外体験実習	1/2		生体応答学	2	
			放射線生物学	1	
			放射線生物学特別講義	1	

生体調節学	2
生理活性物質化学	2
発生制御学	2
基礎発生学	1
動物発生学	2
細胞生物学	2
遺伝学	2
植物発生学	2
基礎細胞学	1
基礎遺伝学	1
微生物科学	1
細胞生物学特論	1
細胞生理学	1
遺伝学特論	1
資源生物学	1
生体エネルギー論	2
植物生態学	2
生体制御学実験	6
科学英語	2
生物学特別講義	*
卒業論文	12

*印を付した生物学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

地球科学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学 I	2		地球圏物理学序説	2	
微分積分学 II	2		一般地質学	2	
線形代数学	2		基礎地球力学	2	
応用数学基礎	2		鉱物学	2	
物理学序説 I	2		プレートテクトニクス	2	
物理学序説 II	2		環境化学概論		2
物理学概論 I	2		地球化学		2
物理学概論 II	2		環境同位体学		2
化学序説 I	2		洋書講読	4	
化学序説 II	2		科学英語		2
化学概論 I	2		地球惑星物理学		2
化学概論 II	2		地球流体力学		2
生物学序説 I	2		雪氷学概論		2
生物学序説 II	2		岩石磁気学		2
生物学概論 I	2		雪氷物理学		2
生物学概論 II	2		応用地球物理学		2

生物圏環境科学概論 I	2	雲物理学	2
生物圏環境科学概論 II	2	基礎地球力学演習	2
地球科学序説 I	2	層序学	2
地球科学序説 II	2	古生物学	2
地球科学概論 I	2	岩石学	2
地球科学概論 II	2	列島地質	2
放射線基礎学	2	地殻進化学	5
基礎物理学実験	1	火山学	2
基礎化学実験	1	鉱床学	2
基礎生物学実験	1	地質学演習	2
基礎生物圏環境科学実験	1	地震学	2
総合演習	2	海洋底物理学	2
学外体験実習	は2	自然災害アセスメント	2
		構造地質学	2
		海洋地質学	2
		海域地震テクトニクス	2
		地球科学実験	4
		層序学実験	3
		岩石鉱物学実験	3
		地球物理学実験	3
		雪氷学実験	3
		地球計測演習	2
		地質学巡検 I	1
		地質学巡検 II	1
		地質学巡検 III	3
		地質調査法実習	8
		地球圏物理学実習	1
		海域地球科学実習	2
		地球圏物理学特論	10
		地球進化学特論	10
		地球科学特別講義	*
		卒業論文	12

*印を付した地球科学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

生物圏環境科学科

専門基礎科目	単位数		専攻科目	単位数	
	必修	選択		必修	選択
微分積分学 I	2		環境生物学概論	2	
微分積分学 II	2		生物物理化学	2	
線形代数学	2		生物化学		1
応用数学基礎	2		基礎植物形態学		1
物理学序説 I	2		基礎動物形態学		1

物理学序説Ⅱ	2	環境植物生理学	2			水環境化学	2
物理学概論Ⅰ	2	生理化学	2			環境無機化学	2
物理学概論Ⅱ	2	基礎系統学	1			基礎有機化学	2
化学序説Ⅰ	2	基礎分類学	1			一般地質学	2
化学序説Ⅱ	2	生体応答学	2			環境化学計測	2
化学概論Ⅰ	2	植物生態学	2			地球化学	2
化学概論Ⅱ	2	環境微生物学	2			環境化学演習	2
生物学序説Ⅰ	2	基礎遺伝学	1			有機化学	2
生物学序説Ⅱ	2	基礎細胞学	1			環境同位体学	2
生物学概論Ⅰ	2	生体エネルギー論	2			層序学	2
生物学概論Ⅱ	2	細胞機能論	2			陸水化学	2
地球科学序説Ⅰ	2	植生変動論	2			環境地球化学	2
地球科学序説Ⅱ	2	生体調節学	2			環境保全化学	2
地球科学概論Ⅰ	2	動物生理学特別講義	1			環境地球化学特別講義	2
地球科学概論Ⅱ	2	植物生理学特別講義	1			計測化学特別講義	1
放射線基礎学	2	生体応答学特別講義	1			環境計測特別講義	1
基礎物理学実験	1	生態学	1			環境化学計測実験	6
基礎化学実験	1	放射線生物学	1			科学英語	4
基礎生物学実験	1	放射線生物学特別講義	1			野外実習Ⅰ	2
基礎地球科学実験	1	生物圏機能実験	6			野外実習Ⅱ	2
総合演習	2	環境物理化学	2			生物圏環境科学特別講義	*
学外体験実習	1/2	環境化学概論	2			卒業論文	12
		環境基礎化学	2				

*印を付した生物圏環境科学特別講義の単位数は、必要に応じて定める。

別表Ⅱ（第4条関係）

卒業に必要な修得単位数

区 分	数 学 科		物 理 学 科		化 学 科		生 物 学 科		地 球 学 科		生 物 圏 環 境 学 科		
	必修	選 択	必修	選 択	必修	選 択	必修	選 択	必修	選 択	必修	選 択	
教 養 科 目	教 養 原 論 (人文科学・社会科学系)		12又は14		12又は14		12又は14		12又は14		12又は14		12又は14
	総 合 科 目		6又は4		6又は4		6又は4		6又は4		6又は4		6又は4
	小 計		18		18		18		18		18		18
共 通 基 礎 科 目	外 国 語 科 目 (英語を含む2ヶ国語)		8		8		8		8		8		8
	保 健 体 育 科 目		2		2		2		2		2		2
	情 報 処 理 科 目 又 は 言 語 表 現 科 目		2		2		2		2		2		2
	小 計		12		12		12		12		12		12
専 門 科 目	専 門 基 礎 科 目	12	8	10	10	1	19		20		20		20
	専 攻 科 目	42	22	50	14	51	13	34	30	31	33	52	12
	小 計	54	30	60	24	52	32	34	50	31	53	52	32
自 由 (選 択) 科 目		10		10		10		10		10		10	
合 計		124		124		124		124		124		124	

1 教養原論は、人文科学系及び社会科学系から各4単位以上選択し、12単位又は14単位を修得すること。
 2 外国語は2ヶ国語（英語を含む。）を各4単位、計8単位以上を修得すること。
 3 外国人留学生に対し、日本事情及び日本語に関する科目を開講しているが、修得方法は別に定める。
 4 専攻科目の選択は、他学科の専攻科目（一部の科目を除く。）のうちからも選択することができる。
 5 専門基礎科目の学外体験実習の修得単位は、自由（選択）科目として認定する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。ただし、第3条第2項に規定する別表Ⅰの

専門科目の専門基礎科目の欄「学外体験学習1又は2」の項の改正については、平成11年度以前の入学者にも適用する。

富山大学理学部教授会規則の一部改正

富山大学理学部教授会規則の改正理由

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第55号）に基づき、所要事項を改める。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学理学部教授会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学理学部教授会規則の一部を改正する規則

富山大学理学部教授会規則（昭和52年5月16日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「富山大学学則第17条第2項に基づき」を「学校教育法第59条に基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項

(2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(3) その他本学部の教育又は研究に関する重要事項
第3条の見出しを「(組織)」に改め、同条第1項ただし書中「第2条第7号の事項のうち、教官人事」を「教員人事」に、「構成する」を「組織する」に改める。

第8条中「教官」を「教員」に改める。

第9条第1項中「1名をおく」を「1人を置く」に改め、同条第2項中「あて」を「充て」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学工学部規則の一部改正

富山大学工学部規則の改正理由

専門科目のカリキュラムを見直し、教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学工学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学工学部規則の一部を改正する規則

富山大学工学部規則（平成5年4月1日全部改正）の一部を次のように改正する。

別表Ⅱ（第6条関係）を次のように改める。

別表Ⅱ（第6条関係）

電気電子システム工学科

授 業 科 目 名		単 位 数				授 業 科 目 名		単 位 数			
		必 修	選 必	選 択	自 選 由			必 修	選 必	選 択	自 選 由
専 門 基 礎 科 目	微分積分1			2		専 攻 科 目	電気電子計測工学			2	
	微分積分2			2			センサー工学			2	
	線形代数			2			システム制御工学第1			2	
	微分方程式1			2			システム制御工学第2			2	
	微分方程式2			2			電気電子材料工学			2	
	ベクトル解析			2			結晶物理工学			2	
	複素解析			2			電子物性工学及び演習			3	
	数値解析及び演習			2			量子効果デバイス			2	
	プログラミング演習			2			量子光工学			2	
	力学			2			表面エレクトロニクス			2	
	熱・波動			2			半導体デバイス及び演習			3	
	量子力学			2			集積回路工学			2	
	電磁気学第1及び演習			3			光・電子デバイス			2	
	電磁気学第2及び演習			3			ナノエレクトロニクス			2	
	電気回路第1及び演習			3			安全・開発管理工学	2			
	電気回路第2及び演習			3			電気電子工学研究レビュー	1			
	アナログ電子回路及び演習			3			自由課題製作実験	2			
デジタル電子回路			2		電気電子実験第1	2					
専 門 科 目	電力発生工学			3		電気電子実験第2	2				
	電気エネルギー伝送工学			4		電気電子実験第3	2				
	高電圧工学			2		電気電子実験第4	2				
	半導体電力変換工学			2		電気電子工学論文輪読第1	2				
	電気機器工学第1			2		電気電子工学論文輪読第2	2				
	電気機器工学第2			2		卒業論文	10				
	電動応用工学			2		工業英語			2		
	電気電子工学設計製図			2		電気電子システム工学特論					
	プラズマ理工学			2		職業指導				4	
	法規及び管理			1		情報化社会と教育				2	
	電磁波工学			2							
	信号処理工学			2							
	環境電磁工学			2							
	通信方式			2							
	通信システム			2							
	電波法規			1							
	計算電磁工学			2							

備 考

- 1 電気電子システム工学特論の単位数は必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な修得単位数は、次の条件を満たし124単位以上であること。
 - (1) 教養科目・共通基礎科目
富山大学における教養科目及び共通基礎科目履修規則に定める選択科目30単位以上
 - (2) 専門科目
専門基礎科目は41単位中30単位以上、専攻科目は必修科目27単位を含め54単位以上、合計84単位以上
84単位の内訳は、学科の定めるところによる。
- 3 職業指導の単位は、卒業に必要な修得単位数には含めない。

知能情報工学科

授 業 科 目 名		単 位 数				授 業 科 目 名		単 位 数			
		必 修	選 必	選 択	自 選 由			必 修	選 必	選 択	自 選 由
専 門 基 礎 科 目	微分積分			2		専 攻 科 目	コンピュータグラフィックス			2	
	微分積分演習			2			人工知能基礎			2	
	線形代数			2			自然言語処理			2	
	線形代数演習			2			人工知能システム			2	
	微分方程式及び演習			2			視覚情報処理			2	
	ベクトル解析			2			音情報学			2	
	情報数学			2			ヒューマンインタフェイス			2	
	情報数学演習			2			仮想現実感方式			2	
	確率統計論			2			知能生体情報工学			2	
専 攻 科 目	数値解析			2		ブレインコンピューティング				2	
	電気磁気学			2		安全・開発管理工学	2				
	電気回路			2		知能情報工学基礎演習	2				
	電気回路演習			2		知能情報工学実験第1	2				
	電子回路工学			2		知能情報工学実験第2	2				
	論理情報回路			2		知能情報工学実験第3	2				
	電磁波工学			2		知能情報工学実験第4	2				
	情報伝送工学			2		自由製作実験	2				
	光通信工学			2		知能情報工学研修第1	2				
	デジタル信号処理			2		知能情報工学研修第2	2				
	オートマトン・言語理論			2		卒業論文	10				
	計算機アーキテクチャ			2		工業英語				2	
	ソフトウェア工学			2		工業ロシア語				2	
	多変量解析論			2		知能情報工学特論					
	情報理論			2		職業指導					4
	符号理論			2		情報化社会と教育				2	
	計算論			2							
	意味解析論			2							
	アルゴリズム解析			2							
	コンパイラ構成法			2							
	データベース論			2							
	ネットワークアーキテクチャ			2							
	高度通信方式			2							
情報メディア学			2								
情報セキュリティ			2								
画像処理とパターン認識			2								

備 考

- 1 知能情報工学特論の単位数は必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な修得単位数は、次の条件を満たし124単位以上であること。
 - (1) 教養科目・共通基礎科目
富山大学における教養科目及び共通基礎科目履修規則に定める選択科目30単位以上
 - (2) 専門科目
専門基礎科目は18単位中14単位以上、専攻科目は必修科目28単位を含め70単位以上、合計84単位以上
84単位の内訳は、学科の定めるところによる。
- 3 職業指導の単位は、卒業に必要な修得単位数には含めない。

機械知能システム工学科

授 業 科 目 名		単 位 数					授 業 科 目 名		単 位 数				
		必 修	選 必	選 択	自 選 由 択	科 目 群			必 修	選 必	選 択	自 選 由 択	科 目 群
専 門 基 礎 科 目	微分積分第1			2		A	機械学			2		J	
	微分積分第2			2			機械力学			2			
	線形代数第1			2			動的設計解析学			2			
	線形代数第2			2			機械動的解析演習	1					
	微分方程式			2			制御理論第1			2		K	
	工業力学	2				制御理論演習	1						
	化学			2		制御理論第2			2				
	電磁気学			2		制御回路学			2				
	量子力学			2		制御要素			2				
専 攻 科 目	材料力学第1			2		C	計測工学			2		L	
	材料力学第2			2			機械情報工学			2			
	材料強度演習第1	1					精密測定学			2			
	固体力学			2		D	計測工学・精密測定学演習	1					
	強度設計工学			2			計算力学			2		M	
	材料強度演習第2	1					シミュレーション工学			2			
	要素設計学第1			2			ソフトウェア工学演習	1					
	要素設計学第2			2			応用機械情報工学			2			
	生産加工学			2		E	環境工学概論			2		共 通	
	生産加工学演習	1					LCA設計論			2			
	切削工学			2			機械情報処理工学			2			
	精密加工学			2		知能機械情報工学			2				
	基礎材料工学			2		英語コミュニケーション			2				
	機械材料工学			2		工業英語			2				
	塑性工学			2		工業ドイツ語			2				
	塑性・材料工学演習	1				機械安全工学			1				
	基礎熱力学			2		機械工学自由演習			1				
	応用熱力学			2		機械入門ゼミナール			2				
熱工学演習	1				機械知能システム工学特論								
伝熱工学			2		機械工学輪読	2							
エネルギー変換工学第1			2		機械工学設計製図第1	2							
基礎流体工学	2				機械工学設計製図第2	2							
流体工学演習	1				機械工学実習	2							
流体力学			2		機械工学実験第1	2							
エネルギー変換工学第2			2		機械工学実験第2	2							
数理解析第1			2		卒業論文	10							
数理解析第2			2		職業指導				4				
数理解析演習	1				情報化社会と教育				2				
環境数値解析工学			2										

備 考

- 1 機械知能システム工学特論の単位数は必要に応じて定める。
- 2 卒業に必要な修得単位数は、次の条件を満たし124単位以上であること。
 - (1) 教養科目・共通基礎科目
富山大学における教養科目及び共通基礎科目履修規則に定める選択科目30単位以上
 - (2) 専門科目
専門基礎科目は18単位中必修2単位を含め8単位以上、専攻科目は必修科目35単位を含め76単位以上、合計84単位以上
84単位の内訳は、学科の定めるところによる。
- 3 職業指導の単位は、卒業に必要な修得単位数には含まない。

物質生命システム工学科

授 業 科 目 名		単 位 数				授 業 科 目 名		単 位 数			
		必 修	選 必	選 択	自選 由択			必 修	選 必	選 択	自選 由択
専 門 基 礎 科 目	微分積分1			2		専 攻 科 目	高分子化学			2	
	微分積分2			2			生体高分子化学			2	
	線形代数1			2			高分子物理化学			2	
	線形代数2			2			物理化学演習			2	
	応用数学1			2			細胞生産工学1			2	
	応用数学2			2			細胞生産工学2			2	
	応用数学3			2			生命物性工学1			2	
	物理学1			2			生命物性工学2			2	
	物理学2			2			生命物性工学演習			2	
	物理学3			2			生化学1			2	
	無機化学1			2			生化学2			2	
	無機化学2			2			生化学3			2	
	基礎有機化学1			2			遺伝子工学1			2	
	基礎有機化学2			2			遺伝子工学2			2	
	分析化学			2			生命放射工学			2	
	物理化学1			2			生命情報工学			2	
	物理化学2			2			生命計測工学			2	
	物理化学3			2			生命分子機能工学			2	
	物質・生命システム工学ゼミナール			2			マイクロメリティックス			2	
	物理学実験			1			粉体物性工学			2	
化学実験			1		物体プロセス工学1			2			
専 攻 科 目	資源化学			2		物体プロセス工学2			2		
	無機化学3			2		プロセス工学量論			2		
	生物無機化学			2		移動現象論1			2		
	生物有機化学			2		移動現象論2			2		
	有機化学1			2		多相系移動現象論			2		
	有機化学2			2		反応工学1			2		
	有機化学演習			2		反応工学2			2		
	構造有機化学			2		生物化学工学			2		
	有機合成化学			2		生物反応工学		2			
	反応速度論			2		拡散操作論		2			
	電気化学			2		物質移動論			2		
	無機化学演習			2		分離工学			2		
	配位化学			2		拡散プロセス工学			2		
	量子化学			2		プロセス設計1			2		
	物理有機化学			2		プロセス設計2			2		
	機器分析化学1			2		化学プロセス制御			2		
	機器分析化学2			2		プラント設計工学			2		
	機器分析化学演習			2		プロセス工学計算1			1		

専 攻 科 目	プロセス工学計算2		2	専 攻 科 目	生命工学実験4	1.5		
	材料製錬工学		2		プロセス工学実験1	1		
	材料精錬工学		2		プロセス工学実験2	1		
	金属化学		2		プロセス工学実験3	1		
	腐食・防食工学		2		プロセス工学実験4	1		
	機能性材料工学1		2		プロセス工学実験5	1		
	機能性材料工学2		2		材料化学実験	1		
	高温反応工学		2		機能性材料工学実験	1		
	材料評価学		2		材料設計工学実験	1		
	結晶構造学		2		材料物性工学実験	1		
	相変態・熱処理論		2		応用物性工学実験	1		
	素形材工学		2		工場実習		1	
	材料設計工学		2		応用化学輪読	2		
	材料学序論		2		生命工学輪読	2		
	材料組織学		2		プロセス工学輪読	2		
	材料強度学		2		材料工学輪読	2		
	組織制御工学		2		自由演習		2	
	量子工学序論		2		情報処理		2	
	応用物性工学		2		プログラミング及び演習		3	
	応用物性工学演習		2		品質管理		2	
	低温工学		2		電気工学概論		2	
	材料力学		4		電子工学概論		2	
	応用化学実験1	1.5			機械工学概論		2	
	応用化学実験2	1.5			工業英語1		2	
	応用化学実験3	1.5			工業英語2		2	
	応用化学実験4	1.5			工業ドイツ語		2	
	応用化学実験5	1.5			卒業論文	10		
	応用化学実験6	1.5			物質生命システム工学特論			
生命工学実験1	1.5		職業指導			4		
生命工学実験2	1.5		情報化社会と教育			2		
生命工学実験3	1.5							

備 考

- 物質生命システム工学特論の単位数は必要に応じて定める。
- 卒業に必要な修得単位数は、次の条件を満たし124単位以上であること。
 - 教養科目、共通基礎科目
富山大学における教養科目及び共通基礎科目履修規則に定める選択科目30単位以上
 - 専門科目
専門基礎科目及び専攻科目は必修科目10単位を含め84単位以上、合計84単位以上
84単位の内訳は、学科の定めるところによる。
- 職業指導の単位は、卒業に必要な修得単位数には含めない。

附 則

- この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

富山大学工学部教授会規程の一部改正

富山大学工学部教授会規程の改正理由

- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成11年5月28日法律第55号）に基づき、所要事項を改めるとともに、併せて規定の整備を行う。
- 2 字句の整備を行う。

富山大学工学部教授会規程の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学工学部教授会規程の一部を改正する規則

富山大学工学部教授会規程（昭和27年1月1日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学工学部教授会規則

第1条の見出しを「(設置)」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(権 限)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び教育公務員特例法の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) その他本学部の教育又は研究に関する重要事項

(組 織)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる職員で組織する。

- (1) 学部長
- (2) 教授
- (3) 助教授
- (4) 講師（常勤）

2 教員の人事及び名誉教授の内申に関しては、学部長及び教授をもって組織する会議において審議する。

第6条第4項を削る。

第8条第1項中「1名をおく」を「1人を置く」に改め、同条第2項中「あて」を「充て」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条 教員の人事及び名誉教授の内申に関して審議する会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

富山大学大学院経済学研究科規則の一部改正

富山大学大学院経済学研究科規則の一部改正理由

授業科目の増設及び見直しを行い、教育・研究内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学大学院経済学研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学大学院経済学研究科規則の一部を改正する規則

制定)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

富山大学大学院経済学研究科規則（平成3年3月30日

別 表

各専攻授業科目及び単位数

専 攻	授 業 科 目	単位数	備 考	専 攻	授 業 科 目	単位数	備 考		
地 域 ・ 経 済 政 策 専 攻	理論経済学			応用経営学	金融論特殊研究	2			
	現代経済のモデル分析特殊研究	2	○印の授業科目のうち1科目を必修とする。	○金融論演習	8				
	○現代経済のモデル分析演習	8		財政学特殊研究	2				
	経済変動と安定化特殊研究	2		○財政学演習	8				
	○経済変動と安定化演習	8		公共経済学特殊研究	2				
	政治経済学特殊研究	2		○公共経済学演習	8				
	○政治経済学演習	8		金融制度と経済構造特殊研究	2				
	経済哲学特殊研究	2		○金融制度と経済構造演習	8				
	○経済哲学演習	8		経済計画理論特殊研究	2				
	経済学史特殊研究	2		○経済計画理論演習	8				
	○経済学史演習	8		国際経済学特殊研究	2				
	情報資本主義分析特殊研究	2		○国際経済学演習	8				
	○情報資本主義分析演習	8		外国経済書研究	2				
	理論経済学特殊研究	2				経営学	財務管理論特殊研究	2	○印の授業科目のうち1科目を必修とする。
	○理論経済学演習	8				○財務管理論演習	8		
	数理経済学特殊研究	2				経営組織論特殊研究	2		
	○数理経済学演習	8				○経営組織論演習	8		
	経済理論特殊研究	2				経営戦略論特殊研究	2		
	○経済理論演習	8				○経営戦略論演習	8		
	比較経済論					経営史特殊研究	2		
	西洋経済史特殊研究	2				○経営史演習	8		
	○西洋経済史演習	8				企業人材開発論特殊研究	2		
	日本経済史特殊研究	2				○企業人材開発論演習	8		
	○日本経済史演習	8				財務会計論特殊研究	2		
	環境勘定監査論特殊研究	2				○財務会計論演習	8		
	○環境勘定監査論演習	8				会計ディスクロージャー特殊研究	2		
	産業立地と地域開発特殊研究	2				○会計ディスクロージャー演習	8		
	○産業立地と地域開発演習	8				制度会計論特殊研究	2		
	比較社会学特殊研究	2				○制度会計論演習	8		
	○比較社会学演習	8				経営管理論特殊研究	2		
	経済発展と産業政策特殊研究	2				○経営管理論演習	8		
	○経済発展と産業政策演習	8				人事戦略特殊研究	2		
東南アジアの経済開発特殊研究	2				○人事戦略演習	8			
○東南アジアの経済開発演習	8			比較経営論特殊研究	2				
中国経済特殊研究	2			○比較経営論演習	8				
○中国経済演習	8			国際経営論特殊研究	2				
政策科学				○国際経営論演習	8				
経済政策と地域産業構造論特殊研究	2			会計情報開示論特殊研究	2				
○経済政策と地域産業構造論演習	8			サービス経営教育論特殊研究	2				
資源計画特殊研究	2			○サービス経営教育論演習	8				
○資源計画演習	8			マーケティング論特殊研究	2				
社会政策特殊研究	2			○マーケティング論演習	8				
○社会政策演習	8			リスク・マネジメント特殊研究	2				
計量経済学特殊研究	2			○リスク・マネジメント演習	8				
○計量経済学演習	8			管理会計論特殊研究	2				
労働のマクロ経済分析特殊研究	2			○管理会計論演習	8				
○労働のマクロ経済分析演習	8			流通論特殊研究	2				
労働のミクロ経済分析特殊研究	2			○流通論演習	8				
○労働のミクロ経済分析演習	8			多国籍企業論特殊研究	2				
農業政策特殊研究	2								
○農業政策演習	8								
				応用経営					

企 業 經 営 専 攻	管理科学	○多国籍企業論演習	8	企 業 関 係 法	○比較民法演習	8
		交通論特殊研究	2		不動産法特殊研究	2
		○交通論演習	8		○不動産法演習	8
		意思決定論特殊研究	2		債権法特殊研究	2
		○意思決定論演習	8		○債権法演習	8
		オペレーションズ・リサーチ特殊研究	2		金融取引法特殊研究	2
		○オペレーションズ・リサーチ演習	8		○金融取引法演習	8
		経営情報論特殊研究	2		民事手続法特殊研究	2
		○経営情報論演習	8		○民事手続法演習	8
		情報システム特殊研究	2		企業会計法特殊研究	2
		○情報システム演習	8		○企業会計法演習	8
		数理計画法特殊研究	2		企業内容開示制度と法特殊研究	2
		○数理計画法演習	8		○企業内容開示制度と法演習	8
		生産管理論特殊研究	2		経済法特殊研究	2
		○生産管理論演習	8		○経済法演習	8
		経営情報処理特殊研究	2		商取引法特殊研究	2
	基礎法	ヨーロッパ法思想史特殊研究	2		○商取引法演習	8
		○ヨーロッパ法思想史演習	8		企業組織法特殊研究	2
		政治学特殊研究	2		○企業組織法演習	8
		○政治学演習	8		労働法特殊研究	2
		英米公法特殊研究	2		○労働法演習	8
		○英米公法演習	8		金融法特殊研究	2
		行政法特殊研究	2		○金融法演習	8
		○行政法演習	8		国際商事仲裁法特殊研究	2
		政治史特殊研究	2		○国際商事仲裁法演習	8
		○政治史演習	8		外国経営書研究	2
		憲法特殊研究	2			
		○憲法演習	8			
		憲法基礎理論特殊研究	2			
		○憲法基礎理論演習	8			
		経済刑法特殊研究	2			
		○経済刑法演習	8			
		比較刑事法特殊研究	2			
	○比較刑事法演習	8				
	税法特殊研究	2				
	○税法演習	8				
民事法	民法特殊研究	2				
	○民法演習	8				
	比較民法解釈学特殊研究	2				
	○比較民法解釈学演習	8				
	比較民法特殊研究	2				

備考

この表に掲げる授業科目のほか、特別研究を設けることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

富山大学大学院理工学研究科規則の一部改正

富山大学大学院理工学研究科規則の改正理由

- 1 単位互換を促進するため、所要事項を改める。
- 2 博士前期課程化学専攻及び地球科学専攻のカリキュラムを見直し、教育内容の充実を図るため、所要事項を改める。

富山大学大学院理工学研究科規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学大学院理工学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院理工学研究科規則（平成10年3月27日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「認めたときは」の下に「、他の大学院」を加え、同条第3項中「4単位」を「6単位」に改める。

別表第1（博士前期課程）中

化学専攻	化学反応論	2	を
	触媒化学	2	
	表面化学	2	
	物質化学	2	
	構造化学	4	
	量子化学	2	
	固体化学	2	
	有機反応論	2	
	有機構造論	4	
	有機合成化学	2	
	天然物化学	4	
	複素環化学	4	
	核化学	2	
	固体物理化学	2	
	機能性材料科学	2	
	同位体化学	2	
	○最先端化学特論	2	
	反応物性特別講義	1	
	合成有機特別講義	1	
	水素エネルギー特別講義	1	
○化学特別実験	2		
○ゼミナール	4		
○化学特別研究	14		

化学専攻	化学反応論	2
	触媒化学	2
	表面化学	2
	物質化学	2
	構造化学	2
	量子化学	2

溶液化学特論	2	に
生体無機化学	2	
有機機能化学	2	
有機構造論	2	
有機合成化学	2	
天然物化学	2	
有機金属化学	2	
固体物理化学	2	
放射線化学特論	2	
機能性材料科学	2	
エネルギー変換特論	2	
同位体化学	2	
リサイクル化学特論	2	
○最先端化学特論	2	
反応物性特別講義	1	
合成有機特別講義	1	
水素エネルギー特別講義	1	
○化学特別実験	2	
○ゼミナール	4	
○化学特別研究	14	

地球科学専攻	地球磁気学	2
	固体地球物理学	2
	地球構造学特論	2
	地震学特論	2
	地球物性論	2
	物理探査学	2
	地球周辺物理学	2
	地球圏物理学特論	2
	雪氷学特論	4
	積雪物理学	4
	雪氷環境論	4
	層序論	2
	火山地質学	2
	第四紀学特論	2
	岩石学特論Ⅰ	2
	岩石学特論Ⅱ	2
	岩石変形論	2
	構造地質学	2
	地球変動論	2
	鉱床学特論	2
地球進化学	2	
地質学特論	2	

地質学巡検 I	3
地質学巡検 II	1
○地球科学特論	2
地球科学特別講義 I	2
地球科学特別講義 II	2
○地球科学特別実験	2
○ゼミナール	4
○地球科学特別研究	14

を

地球磁気学	2
固体地球物理学	2
地球構造学特論	2
地震学特論	2
地球物性論	2
物理探査学	2
地球周辺物理学	2
地球圏物理学特論	2
雪氷学特論	4
積雪物理学	4
雪氷環境論	4
層序論	2
火山地質学	2
地球科学専攻 第四紀地質学	2

岩石学特論 I	2
岩石学特論 II	2
岩石変形論	2
構造地質学	2
地球変動論	2
鉱床学特論	2
地球進化学	2
地質学特論	2
地質学巡検 I	3
地質学巡検 II	1
○地球科学特論	2
地球科学特別講義 I	2
地球科学特別講義 II	2
○地球科学特別実験	2
○ゼミナール	4
○地球科学特別研究	14

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

富山大学大学院理学研究科規則及び富山大学大学院理学研究科委員会規則を廃止する規則の制定

富山大学大学院理学研究科規則及び富山大学大学院理学研究科委員会規則を廃止する規則の制定理由

富山大学大学院理工学研究科規則（平成10年3月27日制定）が施行され、理学研究科の各専攻に在学していた学生が在学しなくなることに伴い、廃止する。

富山大学大学院理学研究科規則及び富山大学大学院理学研究科委員会規則を廃止する規則を制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学大学院理学研究科規則及び富山大学大学院理学研究科委員会規則を廃止する規則

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

次に掲げる規則は、廃止する。

- 1 富山大学大学院理学研究科規則
(昭和53年4月1日制定)
- 2 富山大学大学院理学研究科委員会規則
(昭和53年4月1日制定)

富山大学附属図書館利用規則の一部改正

富山大学附属図書館利用規則の改正理由

平日、土曜日及び日曜日の開館時間を拡大することにより、附属図書館の利用者サービスの向上を図るため、所要事項を改める。

富山大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成12年3月17日

富山大学長 時 澤 貢

富山大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

富山大学附属図書館利用規則（昭和63年2月19日制定）

の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前9時から午後10時までとする。
- (2) 土曜日及び日曜日 午前10時から午後5時までとする。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。



第1回施設整備委員会（5月2日）

（審議事項）

- (1) 長期計画について
- (2) 平成13年度国立学校施設整備費概算要求について

第2回施設整備委員会（5月17日）

（審議事項）

- (1) 平成13年度国立学校施設整備費概算要求について

第1回広報委員会（5月8日）

（審議事項）

- (1) 広報活動にかかる基本方針及び実施体制の確立について
- (2) 情報公開法に関する具体的な対応策の確立について
- (3) 専門委員会の設置について

第1回附属図書館商議会（5月18日）

（審議事項）

- (1) 平成13年度概算要求について
- (2) 平成12年度学内共通経費について
- (3) 大型コレクション等の選定について
- (4) 50周年記念図書（商議会選定分）について

第2回評議会（5月10日）

（審議事項）

- (1) 学内検索について

第3回学生生活委員会（5月18日）

（審議事項）

- (1) 委員会の役割分担について
- (2) 第45回（平成12年度）大学祭について
- (3) 平成13年度入学試験合格者へのダイレクトメールについて

第2回事務協議会（5月16日）

（協議事項）

- (1) 情報公開法の施行に対応した行政文書の整理について

第2回部局長会議（5月19日）

（審議事項）

- (1) 教育職俸給表（一）の職務の5級及び4級の職員

に対する期末手当及び勤勉手当の役職段階別加算に係る推薦要項の一部改正について

第3回評議会（5月19日）

（審議事項）

- (1) 富山大学の基本目標と課題について
- (2) 平成13年度概算要求（案）について

第2回広報委員会（5月22日）

（審議事項）

- (1) 広報・公表に関する基本方針について
- (2) 富山大学広報委員会専門委員会要項の制定について
- (3) 専門委員会の構成について

第1回就職委員会（5月24日）

（審議事項）

- (1) 富山大学求人票の改正について
- (2) 平成12年度の就職活動・就職支援について
- (3) 企業向け大学紹介の作成について
- (4) 富山大学大学教育委員会からの「多様な学生像に対応した教育システムの確立について」の検討依頼について

第4回学生生活委員会（5月30日）

（審議事項）

- (1) 学生対応について



学 位 取 得 者

所属・職・氏名 人文学部 助教授 加藤 重弘

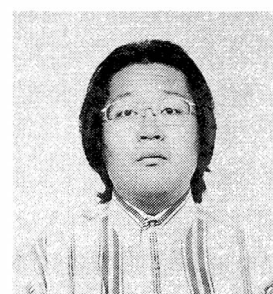
学位の種類 博士（文学）（東京大学）

取得年月日 平成12年4月19日

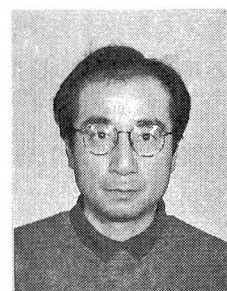
学位論文名 『日本語における修飾構造と品詞体系』について

論文の要旨 本論文は、主として修飾機能という観点から日本語の品詞体系の再構築に関わる考察を加えたものである。

まず、第1部で、「修飾」を①意味的修飾、②機能的修飾、③構造的修飾の3種類に分け、予備的な分析を行った。第2部では、主に連体修飾について扱い、形容動詞の語幹と名詞が連続的な分布を呈すること、認知的要因を反映して語用論的に決定される点や意味特性に左右される面があることを指摘し、形容動詞という品詞を設定することの不合理を主張した。加えて、関係節構造の成立がこれまで提案されてきた題目化や連想照応などとは完全な平行性を持たず、むしろ指示性や特色づけといった語用論的要因のほうが重要な要因となることを示した。第3部では、連用修飾を扱い、助詞と語尾の連続性、形態がある程度固有の機能と関わりを持っていること、ゼロ助詞が脱焦点化機能（焦点名詞句としての解釈を回避させる機能）を有していることを指摘し、また、時称詞に後続する助詞の有無が絶対時称か相対時称かといった要因にあるのではなく、ゼロ助詞と同じ考え方が適用可能であることを主張した。第4部では、連体修飾と連用修飾の対応関係について検討し、その違いが話者の認識を反映した語用論的要因に規定されることを、主に数量詞文などを例に指摘した。最後に、総括として、橋本進吉などによる従来の文法区分のうち、名詞・形容動詞語幹・副詞（の一部）・連体詞を一括して扱い、それぞれの統語特性ごとに下位区分を設けてより精密に記述する方法を提示し、あわせて今後の品詞体系の再構築の方向を示した。



所属・職・氏名 教育学部 助教授 堀 田 朋 基
 学位の種類 学術博士(ユバスキュラ大学)
 取得年月日 平成12年5月16日
 学位論文名 伸張—短縮サイクル運動における筋硬度の制御
 論文の要旨 本研究は、伸張—短縮サイクル(SSC)運動中及び運動後における運動制御メカニズムを特に筋の硬度調節の観点から調べる事を目的とした。SSC運動時の神経筋のメカニズムが疲労していない状態及びSSC運動によって疲労困憊になった状態で調べられた。疲労していない状態では、SSCパフォーマンスは接地前の関節動作と接地後の伸張期における筋—腱複合体の硬度の組み合わせで説明できた。それゆえ、中枢でプログラムされた接地前の準備活動とSSCサイクルの伸張期における活動がSSCのパフォーマンスを規定する役割を果たしていると考えられる。疲労困憊までのSSC運動後においては、SSCパフォーマンス及び筋硬度の回復は遅く、特にサイクルの伸張期と関連した遅発性の筋損傷が関連していると考えられる。



さらに、遅発性の筋硬度の低下が筋損傷によって生じたSSC動作の変化と関連していた。この事は、筋損傷と関連した筋肉痛がSSCの動作様式に抑制効果をもつ事を示唆している。一方SSC運動中では接地前の動作パターンの変化が大きかった。この事は刻々と変化する末梢での機能的な要求に対応するため、接地前の運動制御パターンが大きく変更されていることを示している。さらに接地前の足関節角度の変化率と接地後の筋硬度及びパフォーマンスの変化率との間に相関関係が認められ、接地前の動作様式の変化と接地後の筋硬度制御が連鎖反動的に結びついている事が明らかとなった。

以上の事から、SSC運動時においては中枢神経系が抑制と促進の最適なバランスを保ちながら筋硬度を制御していると結論づけた。

富山大学の基本目標を決定

5月19日(金)開催の評議会において、「富山大学の基本目標」が決定されました。この基本目標は、本学の中・長期にわたる将来計画策定の指針となるものですが、その内容は次のとおりです。

富山大学の基本目標

「富山大学の理念」(平成11年3月19日制定)のもと、将来計画委員会では「生まれ変わる富山大学」で基本的視点を確認し、大学の使命である教育、研究及び社会貢献の充実と展開に向けて、「富山大学の基本目標」をまとめた。これらの基本目標は、中・長期にわたる将来計画策定の指針となるものである。

【本学が目指す大学像】

共生の精神を基に、自然と人間との調和を図りつつ、地域社会との連携を深め、国際社会に貢献する総合大学

1 教育

豊かな人間性と創造性を培う教育を通して、国際社会で活躍できる人材を養成する。

生命の尊重と自然との共生の精神を養い、幅広い教養に支えられた豊かな人間性ととも、高度な学識と能力を備え、社会人・職業人として国際社会で活躍できる人材の養成に努める。また、学生の学習意欲を引き出し、課題探求能力を身につけさせ、生涯にわたり主体的に学び続ける人間の育成を目指す。

- ① 生命の尊重と自然との共生の精神を養う。
- ② 幅広い教養に支えられた豊かな人間性を育成する。
- ③ 既存の枠組みにとらわれない自由かつ大胆な発想力を伸長させる。
- ④ 国際社会で活躍できる人材を養成する。
- ⑤ 社会人・職業人として十分な知識と技能を修得させる。

- ⑥ 高度に専門的な学識と能力を修得させる。

2 研究

真に豊かな社会の実現を目指して、特色ある国際レベルの研究を推進する。

自然との調和を図り、地域の特色を視野に入れた研究と、世界に寄与する高度で独創的な研究を推進し、物心共に豊かな社会への貢献を目指す。

- ① 自然との調和を図り、真に豊かな社会の実現に貢献する。
- ② 世界に寄与する高度で独創的な研究を推進する。
- ③ 地域の特色を視野に入れた研究を推進する。

3 地域社会との連携

地域の多様な学習意欲に応えるとともに、地域社会との交流と連携協力を推進する。

社会に開かれた大学として、地域の人々の学習意欲に積極的に応え、学生と社会人が共に学び、地域との連携を深める場とする。また、地域の学術の中心として、地域の産業、文化への貢献を目指す。

- ① 社会に開かれた大学を目指し、多様な学習意欲を積極的に受け止める。
- ② 学術研究の成果をもとに、地域社会の発展と課題解決に貢献する。
- ③ 産業界・自治体等との交流・協力関係を緊密にする。

4 大学運営

教育研究の充実発展を図る組織を整備する。

目的意識のある学生を確保するための制度を導入し、社会人としての自覚を促す教育を実施して、学生の就職支援体制を強化する。また、会議の円滑化、事務の簡素化などによって大学の効果的かつ効率的運営に努めるとともに、学部を越えた協力体制を構築する。

- ① 学習意欲のある学生を確保するため、入試制度の弾力化を図る。
- ② 就職支援体制の整備強化を図る。
- ③ 学部を越えた協力体制を構築する。
- ④ 効率的、効果的な合意形成・施策実行システムを構築する。
- ⑤ 危機管理体制の確立を図る。

5 教育研究環境の整備

地域の総合大学にふさわしい機能的で魅力ある教育研究環境を整備充実する。

教育の充実、研究の高度化、地域社会との連携を推進するため、教育研究環境の整備を進め、各部署の共同利用や既存施設の有効活用を図りつつ、魅力あるキャンパスプランの構築に努める。また、教育・研究を支援する情報環境の整備及びキャンパスの多目的活用を通じて、地域社会に開かれた大学を目指す。

- ① 機能的に建物を配置し、ゆとりあるスペースを備えた魅力的なゾーニングプランを構築する。
- ② 教育・研究を支援する学術情報基盤の整備充実を図る。
- ③ キャンパスの多目的活用を推進するとともに、地域に開かれたキャンパスとする。

6 評価と改革

大学をとりまく内外の状況変化を的確に捉え、自己改革に努める。

大学人自らたゆまざる点検・評価を行い、また、社会の要請を積極的に受けとめて、教育・研究の充実に努め、大学の保有する情報を積極的に公開し、大学の透明性を高める。

- ① 教育、研究等大学の保有する情報を積極的に公開する。
- ② 到達目標を明らかにし、絶えざる点検評価と自己改革に努める。

〔本学の基本目標達成のための課題〕

以下に示すのは、本学の基本目標達成のための課題例示であり、これについては今後さらに検討を重ねる必要がある。

1 教育

1-①

- ・人権・平和などを考えさせる教育を通して人間としての自覚を育む。
- ・環境教育の充実を図るとともに、科学倫理・技術倫理などの講義を設ける。
- ・現代世界について認識を深めるための教養科目などを充実する。

1-②

- ・人間としての自立を育むための授業科目の充実をすすめる。
- ・実践的価値判断能力を高めるための教育の導入を目指す。
- ・1年次に教養ゼミ・専門基礎ゼミを開講し、学習への動機づけを強化し、自発的・共同的学習の環境整備を促進する。
- ・高校での未修科目の開講など、基礎学力形成のための工夫と改善に取り組む。
- ・他学部履修の幅を拡大し、希望する学生に他分野修学の範囲を広げる。

1-③

- ・教養教育の選択肢の拡大を図る。
- ・経験豊かな社会人講師を積極的に登用するなど、学外の教育力を活用する。
- ・放送大学を含む国内外の大学と単位互換の拡大など、学外で学ぶ機会を充実する。
- ・少人数教育の充実拡大を図る。
- ・学習の企画立案に学生を参加させる機会の拡大を図る。

1-④

- ・ネイティブスピーカーによる会話教育の充実を図り、語学資格検定の単位化を図る。
- ・外国語による講義の開講を目指す。
- ・豊富な奨学金を準備し、協定校との協力体制を強化し、交流事業を深める。
- ・短期留学制度を充実し、国際感覚の養成を図る。
- ・国際的な資格取得に必要な制度を整備する。
- ・異文化理解に関する教育の促進を図る。

1-⑤

- ・実践的な文章能力、プレゼンテーション能力、豊かなコミュニケーション能力、情報リテラシーなどを育成するためのカリキュラムの改革を行なう。
- ・資格取得のためのカリキュラムを整備する。
- ・社会人としての意識を涵養するためインターンシップ制度の導入と推進を図る。
- ・創造能力開発支援センターを新設し、物作り教育を充実する。

1-⑥

- ・国立共同研究機構等の積極的利用など、高度教育方法の改善を図る。
- ・文化・社会の発展に指導的役割をはたす人材養成のため、大学院教育の充実を図る。

- ・卓越した専門的職業人を育成するため、6年一貫のカリキュラムを設置する。
- ・サテライトベンチャービジネスラボラトリー(SVBL)の早期設置を進め、起業家精神への動機付けとその育成に努める。
- ・ネットワーク社会に対応したセキュリティ管理などの最新技術教育を行なう。

2 研究

2-①

- ・人間性、コミュニケーション、文化に関する基礎研究と実践的研究の充実を図る。
- ・環境に留意した人文・社会科学の研究の高度化を図るため、極東地域開発研究センター(仮称)を新設する。
- ・自然科学の基礎と応用を融合させ、地球との共生を図るため、地球共生学術コラボレーションセンター(仮称)などを新設する。
- ・独創的な研究成果の社会への還元を図るため、技術移転機構(TLO)などを設置する。
- ・諸分野の文化の継承・発展・創造と、政策形成への寄与を図る。
- ・異分野間の交流・連携を深め、学際的プロジェクト研究を推進する。
- ・未来に伝えるべき文化遺産、古典作品などを整理収集・研究し、その成果を、電子媒体を含めた様々な方法で発信する。

2-②

- ・独創的な研究による新技術・新産業の創出を図るため、サテライトベンチャービジネスラボラトリー(SVBL)を設置する。
- ・地域の高等教育研究機関等との連携により、生命科学、情報科学、大気・海洋科学等の分野において、世界に発信できる先端的学術研究を推進する。
- ・国内共同研究機構及び内外の関連研究機関との連携による環境・次世代エネルギーの研究開発を推進する。
- ・外国人研究者の招聘、教員の海外派遣システムを充実し、国際的共同研究を推進する。
- ・多様で高度な情報化に対応する研究を行なうため、マルチメディアコミュニケーションセンター(MCC)の設置を推進する。
- ・からだところのメカニズムを解明し、クオリティオブライフ(QOL)の形成に寄与する研究を

推進する。

2-③

- ・地域社会・文化の研究を通して、地域振興に寄与する。
- ・地域の地理及び地質環境を考慮した研究を通して、文化・環境創出に貢献する。
- ・環境に留意した人文・社会科学の研究の高度化を図り、環日本海地域の平和・文化圏創出に貢献する。
- ・地域生態系、酸性雨、温暖化など環境研究を推進するため、環境理工学専攻（仮称）を新設する。
- ・地域産業に特化した研究を推進するため、理工学研究科に独立専攻を設置する。

3 地域社会との連携

3-①

- ・全学的に大学開放講座を開講し、地域の学習意欲に応える。
- ・出張講義、体験入学、異文化セミナー、物作り工房等により、地域と連携する。
- ・生涯学習教育を強力に推進するため、夜間大学院、短期集中型リカレント教育体制を整備し、社会人・現職教員の教育に貢献する。
- ・文化・科学に対する関心を惹起させるため、総合博物館などを新設する。

3-②

- ・地域共同研究センター、機器分析センター、生涯学習教育研究センター、極東地域開発研究センター（仮称）等を通して地域に密着した学術研究の成果を広く公開し、問題発見・課題解決に寄与し、地域文化創造や産業発展に貢献する。
- ・先端的研究などを通して、地域産業の活性化や起業家の育成を図る。
- ・大学の保有するシーズと地域社会のニーズに対して積極的に調整を図り、地域産業の活性化に寄与する。

3-③

- ・学生の職業人としての意識を促すインターンシップ等を推進する。
- ・産官学の人的交流を推進し、産業界、自治体、大学間相互の活性化に貢献する。

4 大学運営

4-①

- ・推薦入学枠の拡大と、推薦入学の指定校制度を検討する。
- ・社会人入学・3年次編入の拡充で、学習目的や意欲のある学生の確保を図る。
- ・入学者受入方針（アドミッションポリシー）を確認し、センター試験を含む入試教科科目の見直しを検討する。
- ・学習意欲のある留学生の確保を図るため、海外における入学試験の導入を検討する。
- ・AO入試制度導入を積極的に検討する。

4-②

- ・就職指導体制の整備充実と、就職情報のデータベース化・Web化等の推進を図る。
- ・各学部の就職資料室等を整備し、学生への情報提供を充実させる。
- ・社会人としての自立の意義を理解させる就職予備教育などの実施を検討する。
- ・後援会などを組織し、就職先開拓支援のための必要な措置を講じる。

4-③

- ・社会の要請、社会情勢の変動に対応して、学部や学科の改組再編を検討する。
- ・学習環境の改善、生活相談体制の充実、学生々活への支援などの具体的方策を推進する。
- ・教育目標達成のため、学部・研究科の枠を越えた協力システムを考える。

4-④

- ・全学的視点での自由な議論の場の形成と円滑な合意形成に努める。
- ・全学委員会の合理的運営を図り、責任体制を明らかにする。
- ・電子会議システムの導入等を検討するなど、委員会のより効率的な審議に努める。
- ・大学運営組織のより効率的な機能分担システムの構築を図る。
- ・事務の効率化、簡素化に努める。

5 教育研究環境の整備

5-①

- ・各部局建物について弾力的な運用を検討し、効率的な共同利用を図りながら、教育研究スペースの確保に努める。
- ・キャンパスの効率的使用のため、正門周辺に大学開放関連施設を、キャンパス中央部に共通教育関

連施設の整備を検討する。

- ・教育研究に著しい支障を生じる老朽狭隘建物に対して増改築整備を図る。
- ・それぞれの実験研究棟・共通施設棟各建屋間を機能的に結び、構内交通対策に配慮した施設の整備に努める。

5-②

- ・附属図書館・総合情報処理センターを基軸に学術情報基盤を整備し、最新の研究成果の国際的発信を可能とする。

5-③

- ・学生生活を支援する課外活動施設を整備する。
- ・顧問教官制度の充実とその支援体制を整備する。
- ・学校5日制に対応する子供プラン実施に向けて、大学開放の推進を図る。
- ・大学を国際学会の会場として開放し、学会活動等を支援することにより、教育・研究の活性化を図る。

6-①

- ・大学のホームページ、広報誌等の充実を図り、大学の教育内容や研究成果を積極的に公開する。
- ・学生が日頃の研究や学習の成果などを外部に発表するシステムを充実する。
- ・情報公開のための組織の充実を図る。

6-②

- ・教員の教育業績評価を含む多面的な点検評価システムを検討し、第三者評価などの多様な点検評価を実施する。
- ・点検評価の結果としての提言・指摘を踏まえ、教育・研究活動や組織運営の改善に速やかに取り組む。
- ・カリキュラムや学習環境について、学生の要望を反映させる。
- ・学生による授業評価システムを導入する。
- ・授業内容の透明性を確保するため、シラバスの充実と活用を図る。
- ・教員研修を含めたファカルティ ディベロップメント（FD）への積極的取組みを継続的に行う。

6 評価と改革

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異 動 前 の 所 属 官 職	異 動 内 容
職務命令	12. 4. 19	宮崎 州弘	教 授 教育学部	教養教育副実施機構長（～14. 3. 31）
採 用	12. 5. 22	布村 紀男		技術補佐員（総合情報処理センター）
	"	谷寄 文寛		"（"）
昇 任	12. 6. 1	奥井 健一	助教授 工学部 （機械知能システム工学科エネルギー・環境工学）	教 授 工学部 （機械知能システム工学科エネルギー・環境工学）
復 職	12. 6. 1	松井 博文	総務部企画室大学改革係主任	復 職
辞 職	12. 5. 31	黒田 靖子	文部技官 工学部	辞 職
併 任	12. 5. 11	山西 潤一	教 授 教育学部	総合情報処理センター長（～14. 5. 10）
	"	宇井 啓高	"	生涯学習教育研究センター長 （"）
職務命令	12. 5. 11	大石 昂	教 授 生涯学習教育研究センター	生涯学習教育研究センター副センター長 （～14. 5. 10）

学 内 諸 報

ラオス大使館駐日特命全権大使トンサイ・ボーディサン氏が時澤学長を表敬訪問

5月2日（火）、ラオス人民民主共和国大使館駐日特命全権大使トンサイ・ボーディサンご夫妻が時澤学長を表敬訪問されました。

大使ご夫妻は、日本・ラオス総合協力協会の招待により富山県を訪問されたもので、学長室では、時澤学長、能登谷、小澤両副学長、坂田事務局長並びに本学大学院に在籍するラオス人留学生ブンシュー・サイボン君と指導教官の升方教授が大使一行を出迎え、和やかに懇談しました。懇談の中で、大使からは、時澤学長のラオス訪問を希望する旨挨拶があり、今後、本学とラオスの国立大学の学術交流が進展することが期待されます。



▲ 時澤学長、トンサイ・ボーディサン大使ご夫妻を囲み記念撮影

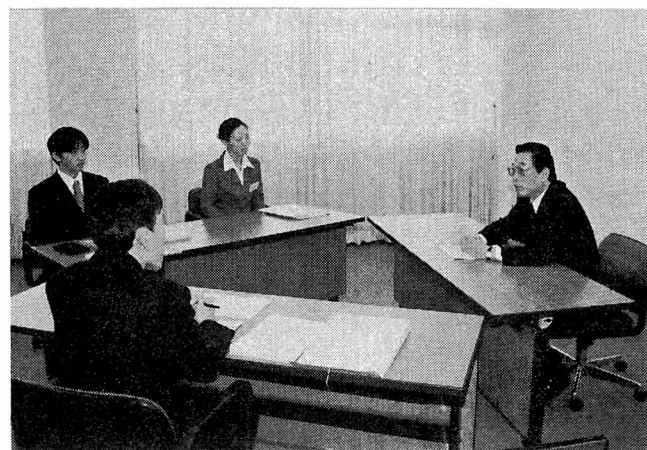
平成12年度初任職員研修を実施

5月16日（火）、事務局小会議室において、平成12年度初任職員研修が実施されました。

この研修は、新たに採用された職員に本学の機構・事務処理体制等の基礎的知識を付与し、もって勤務能率の増進を図ることを目的としており、本年度は、3人を対象に行われました。

研修は、坂田事務局長の講話をかわきりに、事務局各課、学部及び附属図書館の事務について、各課長、事務長、課（室）長補佐及び専門員等から説明があり、「セクシュアル・ハラスメント等の防止について」（講師；淡川セクシュアル・ハラスメント等対応委員会委員長）の講演も行われました。最後に、学内施設を見学して研修を終了しました。

なお、参加者からは、的確な説明で今後の参考になるという感想がありました。



▲ 初任職員に講話する坂田事務局長

教養教育改革推進室の表札を上掲

去る5月24日（水）、共通教育棟正面玄関において「教養教育改革推進室」の表札の上掲が、関係教職員の見守る中、小澤教養教育実施機構長及び宮崎同副実施機構長の手によって行われました。

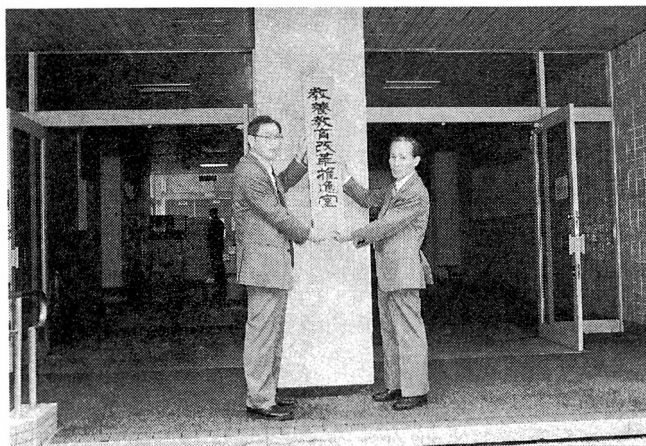
本学の教養部が平成5年に廃止されて以来7年が経過し、その間様々な問題点が指摘され改善も図られてきました。

一方、昨年の8月に出された将来計画委員会の中間まとめでは、現在の教養教育の在り方をさらに検討する必要がある旨報告がなされ、また、本年2月に学長に答申された「多様な学生像に対応した教育システムの確立について」においても、教養教育を含む大学教育の様々な改善策が提起されています。

これらを受けて、新たに設置された教養教育実施機構の下に、教養教育改革推進室（学内措置）が置かれたも

ので、文字どおり改革推進のため活発な検討作業に寄与することが期待されます。

（表札は、学生課教養教育事務室前に架けられています。）



▲ 表札を上掲する小澤教養教育実施機構長と宮崎同副実施機構長

TLO説明会を開催 —地域共同研究センター—

地域共同研究センターは、5月29日（月）、中部TLOから徳永技術管理部長（名古屋大学教授）を講師に迎え、TLO説明会を開催しました。

この説明会は、産学連携や大学の研究成果の実用化等による社会的貢献が求められている今日、将来、富山大学を中心としたTLO設置に向け、学内研究者等にTLOの概要、特許等の出願に関する一連の事項について共通理解を深めることを目的として開催されたものです。

会場の工学部大会議室には、工学部の教官、県内高等教育機関及び民間企業研究者等約70名が出席し、徳永部長の、TLO設立の意義、事業・組織の概要及び特許出願等についての詳細な説明に熱心に聞き入りました。

講演後も、活発な質疑応答が行われ、出席者はTLOの設立・準備に伴う諸課題について認識を深めました。



▲ 説明中の徳永中部TLO技術管理部長

附属教育実践総合センターの表札を上掲 —教育学部—

教育学部では、「附属教育実践研究指導センター」が再編・改組され、名称が「附属教育実践総合センター」に改められたことに伴い、5月30日(火)に表札の上掲を行いました。

改組された同センターは、これまでの教育実践及び教師教育の研究開発に加え、新たに「学校教育相談実践部門」を置き、①教育相談ネットワークシステムの構築、②今日的な教育相談に関する実践研究等を推進するため、『心と教育の相談室』の設置や、富山県教育委員会等との連携強化などの計画を鋭意進めることとしています。



▲ 表札を上掲した塚野州一教育学部長(右)と宗 孝文センター長(左)

平成12年度富山大学永年勤続者表彰式を実施

平成12年度富山大学永年勤続者表彰式が、去る5月31日(水)に学長室及び事務局大会議室において行われました。

学長室で執り行われた表彰式では、35年勤続者である時澤学長に対し、小澤副学長から表彰状と記念品が贈られました。

また、事務局大会議室で執り行われた表彰式では、各部長をはじめ関係部課長・事務長が列席される中、35年勤続者及び20年勤続者一人一人に時澤学長から表彰状と記念品が贈られました。

引き続き、時澤学長から被表彰者に対し祝辞があり、これに対し、被表彰者を代表して、工学部の長谷川教授から謝辞がありました。

閉式後、記念撮影及び永年勤続者を囲む懇談会が催され、和やかな雰囲気の中で永年の労をねぎらいました。



▲ 被表彰者を代表して挨拶する長谷川 淳教授(前列左)

なお、表彰された方々は、次のとおりです。

平成12年度富山大学永年勤続表彰者

部 局 名	35年勤続表彰	20年勤続表彰
事務局	学 長 時 澤 貢 文部事務官 前 田 邦 樹 文部事務官 羽 根 俊 文部事務官 松 下 義 春 文部事務官 土 肥 隆 三 文部事務官 湊 馨 文部事務官 松 本 進	文部事務官 松 本 修 一 文部事務官 朝 野 真 文部事務官 高 森 満 文部事務官 羽 広 孝 司 文部事務官 中三川 敏 之 文部事務官 永 井 昭 光 文部事務官 寺 林 忠 男 文部技官 平 野 誠 一
附属図書館	文部事務官 尾 山 吉 昭	
人文学部		文部教官 岡 村 信 孝 文部教官 草 薙 太 郎 文部教官 鈴 木 孝 志 文部教官 山 口 幸 祐
教育学部	文部技官 山 本 郁 子	文部教官 浦 上 紀 子 文部技官 増 山 照 夫 文部技官 清 水 和 子
経済学部		文部教官 角 森 正 雄 文部教官 佐 伯 利 丸 文部教官 中 島 信 之 文部教官 水谷内 徹 也 文部教官 小 嶋 保 子 文部教官 山 上 嘉 江
理学部	文部教官 高 安 紀	文部教官 酒 井 英 男
工学部	文部教官 大 住 剛 文部教官 竹 越 栄 俊 文部教官 長谷川 淳 文部教官 山 本 健 市 文部事務官 中 田 孜	文部教官 吉 村 敏 章 文部教官 山 本 辰 美 文部事務官 武 田 正 夫
水素同位体科学研究センター		文部教官 田 中 る み
計	15名	26名

表

彰

3月から5月にかけて、次の方々が教育研究の成果により表彰され、各賞を受賞されました。

ここにご報告するとともに、心よりお祝い申し上げます。

第47回富山新聞文化賞

職・氏名 学長 時 澤 貢

受賞日 平成12年5月1日

表彰概要 郷土の学術・産業・文化の発展に貢献

第32回日本原子力学会奨励賞

所 属 水素同位体科学研究センター

職・氏名 助教授 波多野 雄治

受賞日 平成12年3月28日

表彰概要 原子力平和利用研究開発に関し優秀な成果

第17回富山県未来財団とやま賞

所 属 教育学部

職・氏名 助教授 宮 部 寛 志

受賞日 平成12年5月15日

表彰概要 学術研究の分野で顕著な成績

海 外 渡 航 者

渡航の種類	所属	職	氏名	渡航先国	目的	期間
外国出張	人文学部	教授	湯川純幸	アメリカ合衆国	第1回国際ジェンダーと言語学会大会に出席, 研究打合せ	12. 5. 4 } 12. 5. 11
	教育学部	助教授	深見友紀子	イギリス	ストラッドフォード・アルセスターハイスクールの音楽授業(PC)視察と交流音楽学習に関する研究打合せ	12. 5. 21 } 12. 5. 30
海外研修	教育学部	教授	浅沼照雄	ドイツ	オーベルポルファッファで開かれるワークショップ開代数幾何学に出席, 研究報告	12. 5. 12 } 12. 5. 22
	理学部	教授	石川義和	中国	河南師範大学物理系教官との研究情報交換, 共同研究, 学術講演	12. 5. 27 } 12. 6. 3
	理学部	教授	桜井醇児	中国	河南師範大学物理系教官との研究情報交換, 学術講演	12. 5. 27 } 12. 6. 3
	理学部	助教授	阿部幸隆	イタリア	多変数の普遍関数についての共同研究及び講演	12. 5. 30 } 12. 6. 16
	経済学部	助教授	古川勝	中国	The Pacific Asia Conference on information System (PACIS 2000), Sponsored by the Association for Information System (AIS) に出席, 発表	12. 5. 31 } 12. 6. 5

職 員 消 息

《住所変更》

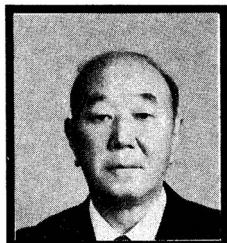
部局	職	氏名
教育学部	文部教官 (教諭)	平野隆志

《新任者住所》

部局	職	氏名
地域共同研究センター	文部教官 (教授)	城石昭弘
留学生センター	文部教官 (講師)	後藤寛樹
総合情報処理センター	技術補佐員	谷寄文寛

計 報

5月に、名誉教授がお亡くなりになりました。
 ここにご報告するとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



有澤 一男 氏
 (名誉教授)
 5月4日逝去
 享年74歳

主	要	行	事
---	---	---	---

本 部

- | | |
|---|--|
| <p>5月1日 辞令交付
 国立大学協会学長懇談会 (学士会館)</p> <p>2日 第1回施設整備委員会
 ラオス人民民主共和国駐日特命全権大使学長
 表敬訪問</p> <p>8日 事務局連絡会
 第3回運営会議
 第1回広報委員会
 富山県雇用対策推進本部幹事会 (富山県民会
 館)</p> <p>9日 平成13年度概算要求学内ヒアリング</p> <p>9～12日 国立学校等幹部職員 (課長級) 研修 (国立オ
 リンピック記念青少年総合センター)</p> <p>10日 第2回評議会
 第2回学生生活委員会
 第8回セクシュアル・ハラスメント等対応委
 員会
 12大学教養教育実施組織代表者会議・事務協
 議会 (ホテルサンガーデン千葉)
 富山県インターンシップ事業運営委員会 (富
 山県民会館)</p> <p>11日 辞令交付
 全国国立大学教養教育実施組織代表者会議及
 び事務協議会 (新潟ワシントンホテル)</p> | <p>11～12日 全国国立大学工学系学長懇談会 (福井県三国
 観光ホテル)</p> <p>15日 事務局連絡会
 学内共通経費ヒアリング
 学生生活実態調査検討会
 第1回入学試験実施委員会</p> <p>16日 初任職員研修
 第4回運営会議
 第2回事務協議会
 施設設備中期計画等検討状況ヒアリング (文
 部省)</p> <p>17日 第2回国際交流委員会留学生部会
 第2回施設整備委員会
 第2回大学教育委員会
 第2回教養教育運営協議会
 文部省共済組合主管課長会議 (グランドヒル
 市ヶ谷)
 東海・北陸・近畿地区学生補導厚生研究会第
 44回総会 (ホテル舞子ピラ神戸)</p> <p>18日 第3回学生生活委員会</p> <p>18～19日 国立大学等経理部課長会議 (東京医科歯科大
 学)</p> <p>19日 第4回教育研究基盤校費検討委員会
 第2回部局長会議
 第3回評議会
 国立大学事務局長会議 (国立オリンピック記</p> |
|---|--|

- 念青少年総合センター)
- 22日 第2回広報委員会
物品請求・予算照会システム説明会
第5回教育研究基盤校費検討委員会
- 23日 委任経理金・科学研究費補助金システム説明会
- 24日 全国大学保健管理協会東海・北陸地方部会幹事会, 同研究集会運営委員会 (金沢大学)
第1回就職委員会
- 25日 第9回セクシャル・ハラスメント等対応委員会
独法化問題検討会
会計係長会議
第2回教養教育実施専門委員会
第2回教養教育企画専門委員会
水質保全委員会・水質保全センター運営委員会合同委員会
- 25~26日 東海・北陸地区国立大学学生部部課長会議 (名鉄トヤマホテル)
- 26日 国立大学長・大学共同利用機関長等会議 (東京, 三田共用会議所)
旅費システム説明会
第2回放射性同位元素総合実験室運営委員会 (持ち回り)
- 28日 富山大学名誉教授の会総会 (海老亭)
- 29日 事務局連絡会
第2回学生生活委員会福利厚生部会
- 30日 第4回学生生活委員会
- 31日 創立記念日
開学50周年記念事業後援会理事会 (富山第一ホテル)
永年勤続者表彰式
文部省学生関係業務ヒアリング (国立オリンピック記念青少年総合センター)
国立大学入学者選抜研究連絡協議会 (~6/2 福岡リーセントホテル)

人 文 学 部

- 5月10日 教授会
- 11日 学部教務委員会
- 12日 学部将来計画委員会
人文科学研究科小委員会
- 17日 学部広報委員会

- 18~19日 国立17大学人文系学部長会議 (鹿児島大学)
- 24日 研究科委員会
教授会
- 25日 学部入学試験委員会
- 26日 学部将来計画委員会
- 30日 人文科学研究科小委員会
- 31日 学部自己点検評価委員会
学部図書委員会

教 育 学 部

- 5月8日 学部将来計画委員会
学部予算委員会
学部防火対策委員会
学部入学試験委員会
- 10日 学部教務委員会
教授会
人事教授会
- 14日 附属中学校・附属養護学校合同運動会
- 15日 学部学生生活委員会
- 16~17日 附属小学校研究発表会
- 17日 学部自己点検評価委員会
学部予算委員会
学部紀要編集委員会
- 18日 日本教育大学協会北陸地区評議員会 (新潟大学)
- 24日 学部予算委員会
学部紀要編集委員会
- 26日 全国国立大学教育学部学部長会議 (神戸大学)
- 27日 附属小学校運動会

経 済 学 部

- 5月9日 研究科委員会小委員会
学部教務委員会
- 10日 人事教授会
研究科委員会
教授会
選挙管理委員会
助手業務見直し検討委員会
- 17日 選挙管理委員会
生涯学習・広報委員会
- 24日 助手業務見直し検討委員会
学部国際交流委員会

31日 研究科委員会小委員会
情報処理委員会

15日 電子広報委員会
16日 工学教育協会富山県支部総会・講演会
18～19日 国立大学工学部長会議・総会（島根大学）
22日 学部入学試験検討委員会
24日 教授会
理工学研究科博士前期課程工学部会
理工学研究科博士後期課程部会
25日 外国人留学生委員会
学部運営委員会

理 学 部

5月8日 学部安全管理委員会組換えDNA実験安全専門委員会
学部安全管理委員会放射性同位元素等安全専門委員会
学部自己点検評価委員会
学科長会議
9日 学部予算委員会
理工学研究科博士前期課程理学部会教育委員会
10日 理工学研究科博士前期課程理学部会
教授会
人事教授会
理工学研究科博士後期課程部会
18日 学部広報委員会
23日 学部施設委員会
24日 理工学研究科博士後期課程部会
国立14大学理学部事務長会議（佐賀大学）
25日 国立14大学理学部長会議（佐賀大学）
学部学生生活委員会
学部安全管理委員会排水安全専門委員会

附 属 図 書 館

5月20日 第1回商議会
23日 平成12年度国立大学附属図書館事務部課長会議（東京医科歯科大学）

地域共同研究センター

5月17日 第2回運営委員会（持ち回り）
29日 中部TLO説明会

総合情報処理センター

5月8日 第1回運営委員会

水素同位体科学研究センター

5月24日 第1回運営委員会（持ち回り）

工 学 部

5月9日 学部教務委員会
10日 教授会
専任教授会
理工学研究科博士前期課程工学部会

編 集 富山大学総務部企画室 〒930-8555富山市五福3190 TEL.(076) 445-6029 FAX.(076) 445-6033
印刷所 あけぼの企画㈱ 〒930-0031富山市住吉町1-5-8 TEL.(076) 424-1755 FAX.(076) 423-8899